

FAO／WHO 合同食品規格計画 第 47 回 総会

開催日：2024 年 11 月 25 日（月）～11 月 30 日（土）

場所：ジュネーブ（スイス）

議題

1	議題の採択
2	第 86・87 回執行委員会の報告
3	手続きマニュアルの修正
4	部会の作業 (採択、新規作業、既存の文書の廃止、作業中止等)
4.1	スパイス・料理用ハーブ部会 (CCSCH)
4.2	油脂部会 (CCFO)
4.3	食品衛生部会 (CCFH)
4.4	食品汚染物質部会 (CCCF)
4.5	食品添加物部会 (CCFA)
4.6	分析・サンプリング法部会 (CCMAS)
4.7	残留農薬部会 (CCPR)
4.8	ラテンアメリカ・カリブ海地域調整部会 (CCLAC)
4.9	食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS)
4.10	栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU)
4.11	魚類・水産製品部会 (CCFFP)
4.12	食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF)

4.13	食品表示部会（CCFL）
5	新規作業提案
6	コーデックス部会から総会への付託事項
7	コーデックス規格と関連文書の修正（コーデックス事務局による提案）
8	コーデックスの予算及び財政に関する事項
9	地域調整部会からの報告
10	コーデックス戦略計画 2020-2025 - 実施報告 2022-2023
11	コーデックス戦略計画 2026-2031
12	FAO 及び WHO から提起された事項
13	執行委員会のウェブ配信
14	議長・副議長及び地域代表国（執行委員会メンバー）の選出及び地域調整国の任命
15	コーデックス部会の議長を指名する国の指定
16	その他の作業
17	報告書の採択

FAO/WHO 合同食品規格計画

第 47 回総会 報告書

1. 開催日：2024 年 11 月 25 日（月）～11 月 30 日（土）

開催地：ジュネーブ（スイス）

2. 参加国：161 加盟国、1 加盟機関（EU）

11 国際政府機関（IGO）、33 国際非政府機関（NGO）

3. 出席者

農林水産省 消費・安全局 参事官	平中 隆司
農林水産省 消費・安全局 食品安全政策課 国際基準室 国際基準専門官	織戸 亜弥
農林水産省 消費・安全局 食品安全政策課 国際基準室 国際基準専門官	堀米 明日香※
農林水産省 消費・安全局 食品安全政策課 国際基準室 係長	吉持 賛花
消費者庁 食品安全参与	三浦 公嗣
消費者庁 消費者安全課 国際食品室 室長	矢船 順也
消費者庁 消費者安全課 国際食品室 主査	高橋 健
消費者庁 食品表示課 課長補佐	宗 伸一郎※
厚生労働省 健康・生活衛生局 食品監視安全課	
輸入食品安全対策室 室長	福島 和子

※オンライン参加者

4. 結果

各議題の主な議論は以下のとおり。また、今次総会に諮られた文書一覧とその結果は別添のとおりに。

議題 1. 議題の採択

仮議題のとおりに採択された。

以下の事項について、議題 16（その他の作業）で議論することになった。（（）内の国・機関が提案国）

- ・ サプリメント（健康補助食品、栄養補助食品、機能性食品及び栄養補助食品）の規格に関する新規作業提案（インド）
- ・ カシューカーネルの規格に関する提案（インド）
- ・ ラクダ乳の規格に関する新規作業提案（アラブ首長国連邦（UAE））
- ・ キムチ規格（CXS 223-2001）の改訂提案（韓国）
- ・ 国際ワイン・ぶどう機構（OIV）事務局長による、OIV 設立 100 周年記念メッセ

ージ (OIV)

今次総会の作業方法に関し、CX/CAC 24/47/1 Add.1 で示された方法（ハイブリッド形式）で実施することに合意した。

議題 2. 第 86・87 回執行委員会の報告

(概要)

第 86 回執行委員会（2024 年 7 月）及び第 87 回執行委員会（2024 年 11 月）の報告が議長より行われた。今次総会の議題のうち、執行委員会の議論・勧告を踏まえて検討する事項については、各関連議題（部会の作業、新規作業提案、部会から総会への付託事項、戦略計画、予算及び財政に関する事項、国際連合食糧農業機関（FAO）及び世界保健機関（WHO）から提起された事項等）において取り上げられることから、本議題では議長から以下の議論のポイントと結論が報告された。

- ・ 作業部会の重要性：
 - 第 86 回執行委員会では、次の部会までの間に作業を進める上で、作業部会の重要性が強調されるとともに、コーデックス事務局に対し、バーチャル作業部会 (VWG) とウェビナーとを明確に区別する等バーチャルツールの使用を明確に説明し、一貫して適用するよう勧告した。また、作業部会の持続可能性と包摂性を確保するため、より多くの加盟国が作業部会でリーダーシップを発揮することが奨励された。その一方で、作業部会において加盟国が直面しうる課題や、作業手順や作業メカニズムの適用に関するガイダンスの重要性も認識された。
 - 第 87 回執行委員会では、電子作業部会 (EWG) のハンドブックが間もなく発行されることが報告された。
- ・ 部会の作業管理と優先順位付けの重要性：
 - 第 86 回執行委員会では、コーデックスの将来の作業モデルを記した作業文書 (CX/EXEC 23/85/3, Appendix II) を今後も参照文書として保持することと、定期的な更新が必要であることを確認した。また、EWG について、作業手順等を記したガイダンスの必要性から、コーデックス事務局に対し、「EWG ハンドブック」の作成を完了するよう要請した。さらに、部会に対し、EWG の過剰な設置を避けるとともに、部会の会議時間内に各議題を十分に議論する必要性から、適切な作業管理の慣行と作業の優先順位付けの重要性をリマインドした。
 - 第 87 回執行委員会では、第 47 回総会で検討される新規作業提案の領域は部会の議題が進歩的で対応力があることを反映しているが、今後、EWG が増加し、加盟国とコーデックス事務局の負担が増加するリスクがあり、積極的な優先順位付けが必要になる可能性が指摘された。
- ・ 新規作業提案の規定と一般原則部会 (CCGP) への付託事項：
 - 第 87 回執行委員会では、新規作業提案の開発に関する実践的なガイドラインの

必要性が再確認されるとともに、新規作業提案ガイドラインには、個別食品のグループ規格の策定、将来的に類似製品の追加により範囲を拡大しやすくするための規格のドラフティング、国際貿易が確立されている個別食品について他の組織が策定した規格のレビューを含めること、地域調整部会を通じて新規作業提案ガイドラインと EWG ハンドブックの策定に関する認識を高めるとともに、新規作業提案ガイドラインの内容について意見を求めることが提案された。

- 新たな作業分野への効率的な取り組み方についても検討され、第 47 回総会から CCGP に対し、手続きマニュアル中の **working by correspondence**（電子的コミュニケーションのみによる部会）に関連する規定の適用のレビューと、新規作業提案に関連する既存または活動中の部会がない場合に、特に技術的なレビューにおいて、既存の規定をどのように活用してよりリソース効率の高い慣行を推進できるかの検討を付託するよう勧告した。
- 国際非政府組織（NGOs）：
 - 第 86 回執行委員会では、コーデックスの活動への NGOs の参加に関する手続きマニュアルの規則に関し、NGOs の二重参加条項（オブザーバー資格を有する NGO が別の大きな NGO に属しており、当該 NGO と大きな NGO 双方がコーデックス総会や部会に参加する場合の条項）がコーデックスのオブザーバー資格を有するすべての NGOs に適用されることを明確にするため、「コーデックスのオブザーバー資格を有する NGOs 間の関係」と題する見出しを挿入するコーデックス事務局からの提案を確認した。また、第 47 回総会から CCGP に対し、必要に応じて FAO と WHO の法務部門からの意見も取り入れた検討を要請するよう勧告した。
 - 第 86 回・第 87 回執行委員会では、NGO からのコーデックスのオブザーバー資格申請について検討し、the International Association of Plant Bakers（AIBI Aisbl）へのオブザーバー資格付与を FAO と WHO の事務局長に勧告したが、World Federation for Animals（WFA）については資格付与について合意に至らず、コーデックス戦略計画 2026-2031 の実施状況を踏まえて、2027 年 7 月（約 3 年後に予定されているオブザーバー資格を有する NGOs のレビュー時）に再検討することになった。
- コーデックス信託基金（CTF）：
 - 第 86 回執行委員会では、CTF の大変厳しい財政状況から、加盟国に継続的な支援を促した。
- 食事摂取量評価の方法の整合性：
 - 第 87 回執行委員会では、残留農薬部会（CCPR）のクリティカルレビューにおいて、農薬リスク管理における食事摂取量の評価方法について、FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議（JECFA）と FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議（JMPR）のリスク評価方法の一貫性が必要との指摘があった。議論の結果、FAO と WHO がコーデックスに農薬に関する科学的助言を提供する重要性が再確認され、FAO と WHO が JMPR の活動を支援し、CCPR の農薬最大残留基準値（MRL）設定に向け

て科学的根拠を提供する役割が強調された。また、FAO と WHO に対し、CCPR の要請を踏まえて、摂取量評価に関する継続中の議論を JMPR で解決し、その結論をできるだけ早く伝えるよう奨励した。

- ・ モノグラフの公表：

- ・ 第 87 回執行委員会では、残留農薬部会（CCPR）のクリティカルレビューにおいて、合同専門家会議によるリスク評価結果を詳述したモノグラフは加盟国・機関の立場を策定する上で重要な情報源であり、公表の遅れに懸念が示された。議論の結果、FAO と WHO に対し、モノグラフを速やかに公表するための努力を引き続き優先するよう奨励した。また、次回の執行委員会で、文書のタイムリーな提供と翻訳に関する影響を焦点に当て、業務管理に関わる課題を議論することになった。

（議論）

主な発言は以下のとおり。

- ・ 米国から、第 86 回執行委員会の議論に関連し、第 46 回総会（2023 年）後に加盟国とオブザーバーから提供された、食品容器包装におけるリサイクル材料の使用に関連する食品安全の観点からの指針作成についての回付文書（CL）へのインプットに感謝が表明された。また、新規作業提案を 2025 年 6 月に開催される食品汚染物質部会（CCCCF）へ提出し、作業開始を目指している旨報告された。日本は米国のリーダーシップに感謝を表明するとともに、食品安全に焦点をあてた国際的に調和のとれた指針の重要性を強調し、多くの加盟国が CL に対して新規作業への支持を示したように、日本も米国の新規作業への取組を支持する旨表明した。議長から、CL において新規作業への幅広い支持があったことが改めて伝えられた。
- ・ アルゼンチンは、農薬のリスク評価に関し、新しい食事摂取量評価方法の導入について支持を表明しつつ、方法論の透明性の欠如と、計算における過度な保守主義の可能性について懸念を示した。保守的なアプローチが消費者の安全性の向上を必ずしも意味するわけではないと主張し、方法論とその中で使用される変数、考慮されたデータの性質と代表性、さらに広範な食品と残留物の組合せに基づく影響分析の透明性を求めた。議長から、総会では技術的な議論は行わないが、懸念は確認したとのコメントがあった。
- ・ EWG ハンドブックと新規作業提案ガイドラインの作成について、加盟国から感謝が表明された。加盟国はこれらの作成や改訂に関与できるのかとの質問に対し、コーデックス事務局から、EWG ハンドブックは加盟国やコーデックス事務局の経験を踏まえて既に作成されたものだが、フィードバックは歓迎するとのコメントがあった。また、新規作業提案ガイドラインには、加盟国から提案準備に際して質問される内容を取り入れるが、2025 年に開催される地域調整部会は、EWG ハンドブックと新規作業提案ガイドラインに関する認識を高めるとともに、新規作業提案ガイドラインの内容について意見を求める場となる旨回答があった。

- ・ 「コーデックスの将来の作業モデル」に関する執行委員会での議論に関連し、バーチャル（Zoom）会議へのアクセスに課題がある国があるとの意見があった。コーデックス事務局から、第 86 回執行委員会において、バーチャル会議の使用には時差等の課題が伴うことが確認されており、加盟国がバーチャル会議をコーデックスに役立つものとみなす限りはバーチャル会議の包摂性と課題とのバランスをとって対応していく旨コメントがあった。また、バーチャルでの投票の実施についても懸念が示されたが、議長から現時点では予定されていないとのコメントがあった。

（結論）

総会は以下の結論に合意した。

- ・ 第 86 回・第 87 回執行委員会の議論を確認し、それぞれの報告書に含まれる結論と勧告を承認した。
- ・ EWG ハンドブックの発行を歓迎し、その活用を奨励した。
- ・ 新規作業提案の準備に関する実践的なガイドの開発が進行中であり、加盟国が意見を提供する機会があることを確認した。
- ・ 第 34 回 CCGP（2025 年 6 月開催予定）に対し、以下を要請した。
 - コーデックス活動における NGOs の参加に関する規則（手続きマニュアル第 7 章）の修正案の検討
 - 手続きマニュアル中の **working by correspondence** に関連する規定の適用状況のレビューをこれまでの経験を踏まえて実施
 - 新規作業提案の技術的レビューを担当する既存の部会がない場合に、手続きマニュアルの既存規定をどのように活用して、よりリソース効率的な慣行を促進できるか検討
 - これらの検討結果に基づき、第 89 回執行委員会及び第 48 回総会での検討に向けて勧告を作成

議題 3. 手続きマニュアルの修正

（概要）

手続きマニュアル第 29 版

先般公表された手続きマニュアル第 29 版に関し、コーデックス事務局から以下について説明が行われた。（英語版以外は現在翻訳作業中。）

- ・ 第 46 回総会で承認された以下の 3 点の反映
 - 2 章（コーデックス規格及び関連文書の作成）の「個別食品部会と一般問題部会の関係」の修正（卸売用食品の容器の表示条項の食品表示部会への承認）
 - 2 章（コーデックス規格及び関連文書の作成）、3 章（部会のガイドライン）及び 7 章（その他の機関との関係）の編集上の修正
 - 6 章（加盟国）の「コーデックス委員会の加盟国リスト」のコーデックスウェ

ブサイトへの掲載

- ・ 第 46 回総会で提起された文言の一貫性に関する問題への対応
- ・ 4 章（リスクアナリシスの原則）のパラ 75 及び 96 の一部訂正（下線部の追加：[...] substances that are known or expected to cause problems in international trade. ）

手続きマニュアルの 3 章以外の章の文言の不一致及び現在の慣行に整合しない内容

第 46 回総会では、第 33 回一般原則部会（CCGP）（2023 年 10 月）からの要請を踏まえ、手続きマニュアルの 3 章（部会のガイドライン）以外の章における文言の不一致及び現在の慣行に整合しない内容について、将来総会において CCGP への付託可能性を検討するため、加盟国への意見照会を行うことに合意した。（3 章は別途作業中）

今次総会では、この意見照会の結果を踏まえ、コーデックス事務局が文言の不一致や翻訳の誤りに関するフォローアップを必要に応じて行うこと、また、第 34 回 CCGP（2025 年 6 月予定）で現在の慣行に整合しない内容の見直しについて検討するための作業文書を用意することについて検討された。

（議論）

加盟国からコーデックス事務局に対し、手続きマニュアルの第 29 版の発行と文言の不一致の修正への感謝が表明された。その他、主な発言は以下のとおり。

- ・ インドは、手続きマニュアルの文言の不一致に関し、EU から提出されているコメントを支持し、コーデックス事務局に関する表記の一貫性を求めた。
- ・ カナダから、文言の不一致及び現在の慣行に整合しない内容に関する（EU から提出されている）コメントでは、修正が不要と思われるものや個別の部会で検討すべきものが含まれている、例えば、CCPR が適用するリスクアナリシスの原則のパラ 169 に関し、”environmental studies as necessary or requested by risk managers,”の追記が提案されているが、これは CCPR に付託する内容だとの指摘があった。議長から、適切なチャンネルを通して加盟国と十分に検討することなく、修正が行われることはない旨のコメントがあった。米国はカナダの発言を支持し、適切なチャンネルで検討されるべきと述べた。
- ・ フランス語圏、アラビア語圏の加盟国から、手続きマニュアルのフランス語版とアラビア語版で新たに文言の不一致が確認されたため、これに対処するために特別作業部会を設置するか、新たな CL を発行することが要請された。

コーデックス事務局から、以下のコメントがあった。

- ・ 文言の不一致と内容の修正に関する提案について、必要に応じて関連する部会に送付し、総会による採択の前にレビューを行う。
- ・ フランス語版とアラビア語版の問題について、懸念に留意した。CL による意見照会とは文言や翻訳に関する不一致を特定する段階的なプロセスの第一段階だった。

FAO と WHO の翻訳グループと密に連携して、すべての翻訳関連の問題に対応する。

(結論)

総会はコーデックス事務局に以下の対応を要請した。

- ・ 2025 年に発行予定の手続きマニュアル第 30 版において、文言の一貫性を確保するための追加の仕組みの可能性を検討する。
- ・ 手続きマニュアルに関する追加の文言の不一致や翻訳ミスに関するコメントに対して、適切なフォローアップを行う。
- ・ 現在の慣行に整合しない内容に関するコメントを踏まえ、第 34 回 CCGP での検討と総会への勧告のための作業文書を用意する。

議題 4. 部会の作業

2024 年 1 月以降に開催された部会において、今次総会に、最終採択（ステップ 8、ステップ 5/8）、予備採択（ステップ 5）、新規作業提案（ステップ 1）、作業中止、既存の文書の廃止等を諮ることになった文書が審議された。審議では、執行委員会の勧告（クリティカルレビューの結果）を十分に考慮して行われた。

（新規作業提案は議題 5 で審議されたが、その詳細は本欄に記載する。）

4.1 スパイス・料理用ハーブ部会（CCSCH）

2024 年 1 月に開催された第 7 回 CCSCH から提出されている文書¹

第 86 回執行委員会でのクリティカルレビューの結果は、記載がない限り、特段の議論なく、総会に対して採択、承認を勧告した。

事項	概要
最終採択	
乾燥果実の規格案：カルダモン（ステップ 8）	第 5 回 CCSCH（2021 年）で作業開始に合意し（インド及びイランの提案）、第 44 回総会（2021 年）で承認された（ステップ 1）。第 6 回 CCSCH（2022 年）の議論を経て、第 45 回総会（2022 年）で予備採択された（ステップ 5）。表示条項は第 47 回食品表示部会（CCFL）（2023 年）で承認された。 第 7 回 CCSCH で総会に最終採択に諮ることに合意した。分析・サンプリング法条項は第 43 回分析・サンプリング法部会（CCMAS）（2024 年）で承認

¹ 第 110 回コーデックス連絡協議会文書参照

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/attach/pdf/110-1.pdf>

	された。 (結論) 最終採択された。 以下の加盟国が留保した。 ・ セネガル：附属書 I 表 2 の全ての物理的パラメータは未加工品のみ許容されるべきであるため。 エジプトから附属書 I 表 2 の脚注 c で記載のある「未熟・萎れたカプセル」と「軽い種子」は重複している可能性があるとの指摘があった。
果実に分類されるスパイスの規格案：オールスパイス、ジュニパーベリー、スターアニス（ステップ 8）	第 5 回 CCSCH（2021 年）でオールスパイス、ジュニパーベリー、スターアニス、バニラのグループ規格の作業開始に合意し（米国の提案）、第 44 回総会で承認された（ステップ 1）。 第 6 回 CCSCH（2022 年）では、バニラに関し、グループ規格に含めるか別の文書にするか、収穫国を義務表示とすべきか等が議論された。その結果、バニラを除き総会に予備採択を諮ることに合意し、第 45 回総会（2022 年）で予備採択された（ステップ 5）。表示条項は第 47 回 CCFL（2023 年）で承認された。 第 7 回 CCSCH で総会に最終採択に諮ることに合意した。分析・サンプリング法条項は第 43 回 CCMAS で承認された。 (結論) 最終採択された。 以下の加盟国が留保した。 ・ セネガル：附属書 I 表 2 の全ての物理的パラメータは未加工品のみ許容されるべきであるため。
乾燥根・根茎・球根の規格原案：ターメリック（ステップ 5/8）	第 5 回 CCSCH で作業開始に合意（インドの提案）。第 44 回総会で承認された（ステップ 1）。 第 7 回 CCSCH で総会に最終採択に諮ることに合

	意した。EU 及び EU 加盟国（EUMS）は 8.2.3 章（製品名）について留保した（商品名、品種または栽培品種は義務表示とすべきとの立場）。分析・サンプリング法条項は第 43 回 CCMAS で一部の分析法を除き承認された。表示条項は第 48 回 CCFL で承認された。 （結論） 最終採択された。 以下の加盟国が留保した。 ・ セネガル：附属書 I 表 2 の全ての物理的パラメータは未加工品のみ許容されるべきであるため。
予備採択	
果実に分類されるスパイスの規格原案：バニラ（ステップ 5）	第 7 回 CCSCH で総会に予備採択に諮ることに合意した。 （結論） 予備採択された。
新規作業提案	
マジョラム、コリアンダー、ラージカルダモン及びシナモンの規格の策定（ステップ 1）	第 7 回 CCSCH で、マジョラム（エジプト提案）、コリアンダー（インド提案）、ラージカルダモン（CTF を活用したブータン、インド、ネパールのグループプロジェクト提案）及びシナモン（ブラジル提案）の新規作業開始に合意した。 （結論） 承認された。 ・ 米国より、作業の重複を避けるため、グループ規格の開発の必要性について言及があった。

4.2 油脂部会（CCFO）

2024 年 2 月に開催された第 28 回 CCFO から提出されている文書²

² 第 110 回コーデックス連絡協議会文書参照
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/attach/pdf/110-1.pdf>

第 86 回執行委員会でのクリティカルレビューの結果は、特に記載がない限り、総会に対し、採択、承認を勧告した。

事項	概要
最終採択	
名前の付いた植物油規格（CXS 210-1999）の改訂案：アボカド油の追加（ステップ 8）	名前の付いた植物油規格（CXS 210-1999）にアボカド油を追加する作業。イランからの提案により検討が開始され、第 27 回 CCFO で作業開始に合意した。第 40 回総会（2017 年）で承認された（ステップ 1）。 第 45 回総会（2022 年）で予備採択され（ステップ 5）、作業完了期限が第 28 回 CCFO に延長された。第 28 回 CCFO で総会に最終採択に諮ることに合意した。（チリは、定義の部分に関し、予備採択の段階で留保したが、第 28 回部会では留保しなかった。） （結論） 最終採択された。
名前の付いた植物油規格（CXS 210-1999）の改訂原案（ステップ 5/8）： - ツバキ種子油の追加 - サチャインチオイルの追加 - 高オレイン酸大豆油の追加	第 27 回 CCFO で、名前の付いた植物油規格（CXS 210-1999）にツバキ種子油（中国提案）、サチャインチ油（ペルー提案）、高オレイン酸大豆油（米国提案）を追加する作業開始に合意した。第 45 回総会（2022 年）で承認された（ステップ 1）。 第 28 回 CCFO で 3 作業とも総会に最終採択を諮ることに合意した。 （結論） 最終採択された。
オリーブ油及びオリーブ粕油規格（CXS 33-1981）の改訂原案：3 章（必須構成成分及び品質項目）、8 章（分析・サンプリング法）、及び附属書の見直し	第 25 回 CCFO で、EU と国際オリーブ協会（IOC）から、オリーブ油生産・精製技術の最新の状況への適応、偽装への対処、生産地の拡大と品種の多様化への対応のため、オリーブ油規格の見直しが提案され、作業開始に合意した。第 40 回総会（2017 年）で承認された（ステップ 1）。 第 28 回 CCFO で総会に最終採択に諮ることに合意した。シリアがステロールに関する脚注の修正に

	ついて留保した。また、規格に新たな品質パラメータ（1,2-ジグリセリド（DAG）及びピロフェオフィチン"a"（PPP））を追加するかどうか、データ収集を行って検討するため、作業完了を第 30 回 CCFO まで延長することを執行委員会に要請した。分析・サンプリング法条項は第 43 回 CCMAS で承認された。 第 86 回執行委員会は、総会に対し、最終採択と第 30 回 CCFO までの作業期限延長を勧告した。 （結論） 注釈 b を修正の上、最終採択された。 以下の加盟国が留保した。 ・ シリア、アルジェリア：注釈 c についての懸念のため。 ・ アルゼンチンより、決定木の結果を解釈する余地が残っているため、注釈 b の「it may be considered」を「it is considered」に修正すべきとの意見があり、複数の加盟国が修正を支持し、修正に合意した。 ・ シリアより、注釈 c は気候変動等の地域間の変動を考慮されていなく、自国のオリーブオイル貿易を大きく制限されるとの強い懸念が示された。複数の加盟国からも支持があったことから、①データ収集の枠組み案を作成するための非公式会合を行い、②データ収集のための回付文書を発行し、③データと注釈 c の適用を分析する専門家作業部会も考慮に入れ FAO ヘデータを提出することとなった。
魚油規格（CXS 329-2017）の改訂 原案：カラヌス油の追加（ステップ 5/8）	第 27 回 CCFO で、ノルウェーが魚油規格（CXS 329-2017）にカラヌス油を追加する作業を提案し、作業開始に合意した。第 45 回総会（2022 年）で承認された（ステップ 1）。 第 28 回 CCFO では、EU からの懸念を受け、3.5 章

	(必須構成成分及び品質要素) 及び 7.3 章 (その他の表示要求事項) にカラヌス油に含まれるアスタキサンチンの摂取に関する条項を含めることに合意した。議論の結果、総会に最終採択を諮ることに合意した。分析・サンプリング法条項は第 43 回 CCMAS で承認された。表示条項は第 48 回 CCFL で承認された。 第 86 回執行委員会では、一部のメンバーからカラヌス油の安全性について懸念が示されたが、第 27 回 CCFO で魚油規格が安全性の側面を含むこと及び魚油規格の適用範囲は明確化されていることを踏まえて、総会に最終採択を勧告した。 (結論) 最終採択された。
6 つの既存の規格 ³ の卸売用食品の容器の表示条項の修正	第 44 回総会 (2021 年) から求められた個別食品規格の卸売用食品の表示条項の見直し。第 28 回 CCFO で、既存の 6 つの油脂規格の当該表示条項の修正案を総会に採択を諮るとともに CCFL に通知することとなった。 (結論) 最終採択された。
バルクでの食用油脂の保管及び輸送に関する実施規範 (CXC 36-1987) の修正及び改訂	第 28 回 CCFO で、第 90 回 (2020 年) 及び第 91 回 JECFA (2021 年) が行った特定の物質の前荷⁴としての許容性の評価と特定の食品汚染物質の安全性の評価結果の議論、及び附属書 II (許容される前荷のリスト) の見直しの議論の結果、修正及び改訂を行うことに合意した。EU は、附属書 II に含まれるトリデシルアルコール、ミリスチルアルコール及び未分画脂肪酸族アルコールの混合物、または天然油脂からの脂肪酸族アルコールの混合物は食用油

³ 名前のついた油脂の規格に該当しない食用油脂の規格 (CXS 19-1981)、オリーブ油及びオリーブ粕油規格 (CXS 33-1981)、名前の付いた植物油規格 (CXS 210-1999)、名前のついた動物脂規格 (CXS 211-1999)、ファットスプレッド及びブレンデッドスプレッドの規格 (CXS 256-1999)、魚油規格 (CXS 329-2017)

⁴ 食用油脂をバルク (液体等の貨物を梱包されていない状態で輸送する形態) で輸送する際、当該食用油脂を運ぶ前に同じ船舶等で運んでいた貨物のこと。

	脂由来であることを明記すべきとして、留保した。 (結論) 最終採択された。 以下の加盟国が留保した。 ・ EU 及びノルウェー：トリデシルアルコール、ミリスチルアルコール及び未分画脂肪族アルコールの混合物、または天然油脂からの脂肪族アルコールの混合物は食用油脂のリストに含めるべきであるため。
新規作業提案	
トランス脂肪酸（TFA）摂取の削減に関する既存の油脂規格の改訂作業（ステップ 1）	第 27 回 CCFO では、第 41 回栄養・特殊用途食品部会（CCNFSDU）からの TFA の摂取量削減のためのリスク管理オプション（部分水素添加油脂（PHOs）の使用禁止及び TFA の上限値をリスク管理措置として導入すること）の情報提供を受けて議論した結果、食料供給において TFA と PHOs にどのように対処できるか検討することになった。 第 28 回 CCFO では、カナダが EU、エジプト、インド、サウジアラビア、ウガンダ、米国及び WHO と作成した討議文書に基づき議論し、個別食品規格がない食用油脂の規格（CXS 19-1981）、ファットスプレッド及びブレンデッドスプレッドの規格（CXS 256-1999）、動物油脂の規格（CXS 211-1999）に、PHOs の使用禁止及び TFA の上限値を追加する作業を開始することに合意した。 (結論) 承認された。
微生物オメガ 3 オイルの規格策定作業（ステップ 1）	第 27 回 CCFO にオブザーバーの GOED（Global Organization for EPA and DHA Omega-3s）から、微生物オメガ 3 オイルに関する規格策定作業が提案された。EU 等複数の加盟国から、安全性に関する懸念が表明されたが、GOED から、この製品はすでに国際的に取引されており、多くの国・地域が安全性の観点から検討しており、国際的なリスク評価

	を行うことなく、製品の安全性に関してすでに十分な情報がある旨説明があり、議論の結果、作業開始に合意した。 第 86 回執行委員会でも、リスク評価の必要性について議論になったが、作業の過程で、微生物オメガ 3 オイルの安全性に関するリスク評価が必要になる可能性があることを確認し、総会に承認を勧告した。 (結論) 承認された。
--	--

4.3 食品衛生部会 (CCFH)

2024 年 3 月に開催された第 54 回 CCFH から提出されている文書⁵

第 86 回執行委員会でのクリティカルレビューの結果は、特に記載がない限り、総会に対し、採択、承認を勧告した。

事項	概要
最終採択	
牛肉、生鮮葉物野菜、未殺菌乳及び未殺菌乳から製造されたチーズ、並びにスプラウト類における志賀毒素産生性大腸菌の管理のためのガイドライン (CXG 99-2023) の附属文書 II (生鮮葉物野菜) 及び IV (スプラウト類) 原案 (ステップ 5/8)	第 50 回 CCFH (2018 年) で作業開始に合意 (チリ、ウルグアイ、米国の提案)。第 42 回総会 (2019 年) で承認された (ステップ 1)。 ガイドライン本体、附属文書 I (生の牛肉) 及び附属文書 III (未殺菌乳及び未殺菌乳から製造されたチーズ) は第 53 回 CCFH (2023 年) で合意し、第 46 回総会で最終採択された (ステップ 5/8)。附属文書 II 及び IV については、継続して議論が行われ、第 54 回 CCFH で総会に最終採択を諮ることに合意した。 (結論) 最終採択された。
食品生産・加工における水の安全な使用及び再使用に関するガイドライン (CXG 100-2023) の附属	第 51 回 CCFH で作業開始に合意 (ホンデュラスの提案)。第 43 回総会 (2020 年) で承認された。 ガイドライン本体及び附属文書 I (生鮮農産物) は

⁵ 第 103 回コーデックス連絡協議会文書参照
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/attach/pdf/103-1.pdf>

文書Ⅲ（乳及び乳製品）原案（ステップ 5/8）	第 53 回 CCFH（2023 年）で合意し、第 46 回総会で最終採択された（ステップ 5/8、CXG 100-2023）。附属文書Ⅲは、ガイドライン本体を考慮しつつ議論が行われ、第 54 回 CCFH での議論の結果、総会に最終採択を諮ることに合意した。なお、附属文書Ⅱ（魚及び水産製品）及び附属文書Ⅳ（目的に適した水に係る評価、水の安全管理、再利用水の回収及び処理技術）はステップ 2/3 に差し戻し、継続して議論を進めること、執行委員会に作業完了を第 55 回 CCFH まで延長することを要請することになった。 第 86 回執行委員会は、総会に対し、最終採択と第 55 回 CCFH までの作業期限延長を勧告した。また、本ガイドライン（CXG 100-2023）について、コーデックスで進行中の作業や承認された新規作業との一貫性と整合性を確保すること、さらに CCFH に対し、CCFH が作成した他の文書をこのガイドラインに合わせるための作業が必要かどうか検討するよう勧告した。 （結論） 最終採択された。
伝統的な食品市場における食品衛生管理措置のためのガイドライン原案（ステップ 5/8）	第 52 回 CCFH（2022 年）で、オブザーバーの GAIN（栄養改善のためのグローバルアライアンス）から伝統的な食品市場のための食品安全に関する国際的なガイドラインの必要性が提案され、第 53 回 CCFH で作業開始に合意した。第 46 回総会で承認されたが（ステップ 1）、CCFH は、ガイドラインと路上販売食品に関する既存の地域規格との関係を慎重に検討するよう要請された。 第 54 回 CCFH では、既存の関連地域規格を補完するものである等、ガイドラインを作成することの重要性が改めて強調され、議論の結果、総会に最終採択を諮ることに合意した。また、関連の地域調整部会に対し、総会での採択後、路上販売食品に関する各文書と食品衛生の一般原則（CXC 1-1969）及

	び本ガイドラインとの整合性を確保するためのレビューと、必要に応じて見直しの検討を要請した。 (結論) 最終採択された。 第 53 回 CCFH の要請に基づき、関連する地域調整部会に対し、路上販売食品に関する文書が CXC 1-1969 及びガイドラインと整合性が取れているかを確認し、必要なフォローアップ措置 (例えば、改訂) を検討するよう奨励した。 議論では、本ガイドラインの採択は歓迎されたが、一部の加盟国から、関連の地域規格との整合の作業は、地域毎に慣習が異なる可能性があること、各地域や国が独自の食品安全管理アプローチを採用していることに留意すべき旨意見が出された。コーデックス事務局は、整合の目的は、食品衛生の規定における一貫性を維持することであり、整合を強制したり、柔軟性を減らすことではない旨コメントした。
予備採択	
海産物中の病原性ビブリオ属菌の管理における食品衛生の一般原則の適用に関するガイドライン (CXG 73-2010) の改訂原案 (ステップ 5)	第 51 回 CCFH (2019 年) で、日本が、ニュージーランドの支援を得て、当時公表予定 (2020 年公表) のビブリオに関する FAO/WHO 合同微生物学的リスク評価専門家会議 (JEMRA) の報告書をレビューし、ガイドラインの修正の可能性に関する討議文書を作成することに合意した。第 53 回 CCFH で作業開始に合意し、第 46 回総会で承認された (ステップ 1)。 第 54 回 CCFH では、水の用語に関する部分が合意に至らず、すべての水に関連する文言をスクエアブラケットに留め置くことになったが、その他の箇所については合意に至り、総会に予備採択を諮ることに合意した。また、食品生産・加工における水の安全な使用及び再使用に関するガイドライン (CXG 100-2023) の附属文書 II (魚及び水産製品)

	が完成次第、本文書を再検討することに合意した。 (結論) 予備採択された。
新規作業提案	
食品中のウイルス管理への食品衛生の一般原則の適用に関するガイドライン (CAG 79-2012) の改訂作業 (ステップ 1)	第 51 回 CCFH (2019 年) で、カナダがオランダの支援を得て、本ガイドライン (CAG 79-2012) の改訂の可能性に関する討議文書を作成することに合意した。 第 53 回及び第 54 回 CCFH での議論の結果、作業開始に合意した。この作業には、E 型肝炎ウイルス (HEV) 及び冷凍ベリー類や調理済み食品などの新たな食品媒体に対応したスコープの拡大、フードチェーンに沿った介入措置の見直し、食品中のウイルスの検出に関する情報の追加、さまざまなリスク評価モデルのレビューを踏まえた新たな検討事項、最新の JEMRA の科学的助言に基づき、さまざまな食品 (例: 貝類、調理済み食品、生鮮及び冷凍食品、豚肉及び野生動物肉など) をカバーする附属文書を構成すること等が含まれる。 (結論) 承認された。
鶏肉中のカンピロバクター及びサルモネラ属菌の管理のためのガイドライン (CAG 78-2011) の改訂作業 (ステップ 1)	第 52 回 CCFH で今後の CCFH の作業について議論し、本ガイドライン (CAG 78-2011) の改訂に必要な情報の収集を JEMRA に要請することに合意した。 第 53 回 CCFH では、米国、ブラジル、ホンジュラス及び EU が本ガイドライン (CAG 78-2011) の改訂の可能性に関する討議文書を作成することに合意した。 第 54 回 CCFH での議論の結果、作業開始に合意した。この作業では、サルモネラ属菌とカンピロバクターに関連した食中毒の発生状況や、鶏肉及び関連業界の継続的な成長の重要性を考慮し、食鳥処理前後の介入措置、実践的な介入措置、微生物学的

	モニタリング、及び病原体の同定手法等に取り組まれる。 (結論) 承認された。
調理済み食品中のリステリア・モノサイトゲネスの管理における食品衛生の一般原則の適用に関するガイドライン (CAG 61-2007) 改訂作業 (ステップ 1)	第 52 回 CCFH で今後の CCFH の作業について議論し、本ガイドライン (CAG 61-2007) の改訂に向けたリステリア・モノサイトゲネスのリスク評価を JEMRA に要請することに合意した。 第 53 回 CCFH では、カナダ、フランス、及び米国が、本ガイドライン (CAG 61-2007) の改訂の可能性に関する討議文書を作成することに合意した。 第 54 回 CCFH での議論の結果、作業開始に合意した。この作業では、生産から消費までのフードチェーン全体にわたる管理措置、微生物学的モニタリング手法、及び消費者の慣行が考慮される。 (結論) 承認された。

4.4 食品汚染物質部会 (CCCF)

2024 年 4 月に開催された第 17 回 CCCF から提出されている文書⁶

第 86 回執行委員会でのクリティカルレビューの結果は、特に記載がない限り、総会に対し、採択、承認を勧告した。

事項	概要
最終採択	
スパイス中の鉛の最大基準値 (ML) : 食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関するコーデックス一般規格 (GSCTFF) (CXS 193-1995) への収載 (ステップ 5/8)	鉛の ML が設定されていない品目のうち、貿易量、消費量、含有濃度などを検討した結果、ML 設定の優先度が高い品目を特定し、これらの品目に ML を設定するための作業。第 13 回 CCCF (2019 年) で作業開始に合意し、第 42 回総会 (2019 年) で承認された (ステップ 1)。 第 16 回 CCCF までに、砂糖類や直接消費用乳幼児用調理済み食品などにおける新しい ML の設定の

⁶ 第 111 回コーデックス連絡協議会文書参照

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/attach/pdf/111-6.pdf>

	議論が終了し、総会で最終採択された。 第 17 回 CCCF では、料理用ハーブ類及びスパイス類について検討され、乾燥仮種皮、乾燥種子、乾燥塊茎・根、乾燥花部、乾燥果実・ベリーの ML 原案を最終採択に諮ることに合意した。インドは、データの地理的代表性を確保するために更なるデータ収集が必要等の理由により、ほぼ全ての決定に留保した。EU、エジプト、インドネシア、トルコは、一部の ML 原案について、ALARA (as low as reasonably achievable) の原則（食品中の汚染物質濃度を”無理なく到達可能な範囲でできるだけ低くすべき”という考え方）に基づき、消費者の健康保護の観点からより低い ML 設定が可能との理由により、留保した。 第 86 回執行委員会は、総会に対し、最終採択を勧告した。この議論の中で、あるメンバーから、最終採択に諮られるスパイス中の ML は、スパイス生産国のデータを使用して設定されていないため、もっと包括的な地理的なデータが必要との意見が出された。また、このアプローチはコーデックスにおける食品中の汚染物質に関する一般原則に一致していないと指摘された。コーデックス事務局からは、CCCF は世界的に代表的なデータを使用して ML を設定するため、GEMS/Food でのデータ提供機会を十分に設けたと説明があった。また、予備採択（ステップ 5）に諮られる ML については、追加のデータコールが行われており、最終採択までにデータを提出する時間があるとも述べられた。FAO からは、データコール以外にも、データが入手可能になった段階で GEMS/Food にさらなるデータ提出が可能であること、FAO と WHO は各国がリスク評価を行う際に使用可能なデータ作成の能力支援も可能であること、データの提出を無期限に待つことは現実的ではないため、JECFA と CCCF は ML の推定・設定のために入手可能な最良のデータを使用して作業を進めた旨のコメントもあつ
--	--

	た。 (結論) 最終採択された。 以下の加盟国が留保した。 ・ インド、モロッコ、ロシア：乾燥仮種皮からなるスパイス類 ・ エジプト、EU、ガンビア、インド、モロッコ、ノルウェー、ロシア、セネガル、南アフリカ、スイス：乾燥花部からなるスパイス類 ・ インド、ロシア：乾燥果実及びベリーからなるスパイス類 ・ インド、ロシア：乾燥パプリカ及びスマックからなるスパイス類 ・ EU、インド、ノルウェー、ロシア、スイス：乾燥華北山椒及びスターアニスからなるスパイス類 ・ エジプト、EU、ガンビア、インド、モロッコ、ノルウェー、ロシア、セネガル、南アフリカ、スイス：乾燥根茎及び根からなるスパイス類 ・ インド、ロシア：乾燥種子からなるスパイス類 ・ EU、インド、ノルウェー、ロシア、スイス：乾燥セロリからなるスパイス類 ・ インドからは、スパイスグループに ML を設定するアプローチはカテゴリー内で不均一なサンプルとなること、輸入国からの限られたサンプルに基づいて設定されていることから、データに代表性がなく ML を歪めているとして、すべてのスパイスの ML に留保があった。 ・ ガンビア、モロッコ、セネガル、南アフリカからは、第 17 回 CCCF でコンセンサスがなかったこと、地理的に代表性のあるデータがないことから、乾燥花部、根茎、根からなるスパイス類の ML に留保があった。また、モロッコからも同様の理由により、乾燥仮種皮からなるスパ
--	--

	イス類の ML に留保があった。 ・ EU、ノルウェー、スイス、エジプトからは、第 17 回 CCCF での留保と同じ理由により、乾燥花部、乾燥根茎及び根からなるスパイス類の ML について留保があった。
キノア中のカドミウム及び鉛の ML : GSCTFF への収載	第 40 回総会（2017 年）のキノア規格原案の予備採択の際、CCCF に対し、穀類中のカドミウム及び鉛の ML をキノアに適用拡大するか、またはキノアに個別の ML を設定するか検討するよう要請された。第 14 回 CCCF（2021 年）での議論の結果、3 年間のデータ収集期間を設けて検討することに合意した。 第 17 回 CCCF では、既存の穀類の ML とは別にキノアの ML（カドミウム 0.15 mg/kg、鉛 0.2 mg/kg）を設定することに合意した。 （結論） 最終採択された。
シガテラ中毒の防止又は低減のための実施規範原案（ステップ 5/8）	気候変動などの要因により世界的な健康問題であるシガテラ中毒の防止または低減を目的とする作業。第 11 回 CCCF（2017 年）では、FAO/WHO に科学的助言を求めることに合意し、第 15 回及び第 16 回 CCCF での議論の結果、実施規範又はガイドラインの策定作業を開始することに合意した。第 46 回総会で承認された（ステップ 1）。 米国を議長とし、フランス、スペイン、及びパナマを共同議長とする電子作業部会（EWG）では、ガイドラインではなく実施規範とすることが適切であると判断した。EWG から提示された原案は物理的作業部会（PWG）及び第 17 回 CCCF で議論され、附属書として本文から移されて新規に作成された各国のリスク管理措置の情報源の例は、実施規範には含めず、情報文書としてコーデックスのウェブサイトに掲載する等の修正を行った上で、総会に最終採択を諮ることに合意した。

	(結論) 最終採択された。 本作業の迅速な対応が称賛された。
魚類中のメチル水銀のサンプリングプラン原案（ステップ 5/8）	第 14 回 CCCF（2021 年）では、オレンジラフィーとキングクリップの 2 魚種のメチル水銀の ML の設定作業を開始することに合意した（第 46 回総会で最終採択）。あわせて、サンプリングプランの策定作業を行うことにも合意した。 第 15 回 CCCF（2022 年）では、各国から魚類中のメチル水銀又やその他の汚染物質に採用しているサンプリングプランの情報収集を行うこと、CCMAS におけるサンプリングの一般ガイドライン（CXG 50-2004）の改訂内容を考慮すること、サンプリングプランには魚の金銭的価値を持ち込まないことに合意した。 第 17 回 CCCF では、ニュージーランドを議長、カナダを共同議長とする作業部会が提案した原案について議論し、最終的に総会に最終採択を諮ることに合意した。議論の中で、サンプリング計画を使用する経験を積むことが重要であり、将来的には必要に応じて修正や改訂を行う可能性があることが指摘された。サンプリングプランは第 43 回 CCMAS で軽微な修正を加えて承認された。 第 86 回執行委員会は、総会に対し、最終採択を勧告した。また、データコールが実施中であり、加盟国にデータ提出を呼びかけた（前述のスパイスの ML の最終採択の欄参照）。 (結論) 最終採択された。
予備採択	
スパイス中の鉛の ML:GSCTFF への収載（ステップ 5）	第 17 回 CCCF では、料理用ハーブ類及びスパイス類の ML が検討され、乾燥樹皮のスパイス及び乾燥料理用ハーブ類中の鉛の ML 原案を予備採択に諮ることに合意した。

	(結論) 予備採択された。
乾燥トウガラシ及びナツメグ中の総アフラトキシンの ML、乾燥トウガラシ、パプリカ及びナツメグ中のオクラトキシンの A のサンプリングプラン原案：GSCTFF への収載（ステップ 5）	第 12 回 CCCF（2018 年）で、スパイス類のかび毒汚染の防止及び低減に関する実施規範（CXC 78-2017）を実行し、3 年後に新たに収集した実態調査データ等に基づき議論を再開することに合意した。 第 14 回 CCCF（2021 年）以降、議論を進め、乾燥トウガラシ及びナツメグ中の総アフラトキシンの ML、さらに乾燥トウガラシ、パプリカ、ナツメグ中のオクラトキシンの A の ML について、総会に最終採択を諮ることに合意した（第 46 回総会で最終採択）。第 17 回 CCCF では、インドが策定したこれらの ML に関連するサンプリングプラン原案について検討し、分析法の性能規準の開発や粉末スパイスのサンプリング方法の修正の可能性を除いて、概ね合意に至ったことから、総会に予備採択を諮ることに合意した。 (結論) 予備採択された。 作業完了期限を 2025 年までに延長するという執行委員会からの勧告を承認した。
新規作業提案または既存のコーデックス規格の改訂	
落花生中のアフラトキシンの汚染の防止及び低減に関する実施規範（CXC 55-2004）の改訂（ステップ 1）	第 16 回 CCCF では、汚染物質に関するコーデックス規格のレビュー作業の結果、本実施規範（CXC 55-2004）の改訂の可能性についてレビューを行うことになった。 第 17 回 CCCF では、ブラジルを議長とする作業部会から、本実施規範の改訂を支持する新たな措置や実践が特定されたことについて説明があり、議論の結果、作業開始に合意した。 (結論) 承認された。
食品中のカドミウム汚染の防止	第 16 回 CCCF では、米国から、次回会合に向けて

及び低減に関する実施規範の策定（ステップ 1）	本作業の実施に関する討議文書を作成する意向が示され、了承された。日本は、国内におけるコメ等のカドミウム汚染の防止及び低減に関する情報を米国に提供する等の協力を行った。 第 17 回 CCCF での議論の結果、作業開始に合意した。品目特有の推奨事項を記載した附属文書の作成の必要性については、今後の作業で提供される情報を踏まえて決定されることになった。 （結論） 承認された。
作業中止	
乾燥花のスパイス及び生鮮料理用ハーブ類中の鉛の ML	乾燥花のスパイスについては、濃度データがすべてカモミールに由来し、カモミールがほとんどの加盟国においてスパイスではなくハーブティとして主に利用されることが確認されたため、作業を中止することになった。 生鮮料理用ハーブ類については、乾燥スパイスの ML に水分含量を考慮して適用するかどうかで意見がわかれ、議論の結果、ML 設定作業を中止することに合意した。 （結論） 中止された。

（その他の議論）

セネガルから、ビザの発行に関連して複数の加盟国が第 17 回 CCCF に参加できなかったとして懸念が表明された。これを受け、オランダ（CCCF ホスト国）から、今後これに対応することが約束されるとともに、第 18 回 CCCF（2025 年）はタイと共同でハイブリットでの開催を計画していることが共有された。コーデックス事務局からは、コーデックス会議への加盟国の参加を支援するため、適切な時期での招待状の送付や入国要件の詳細な情報提供について努力する旨の発言があった。

4.5 食品添加物部会（CCFA）

2024 年 4 月に開催された第 54 回 CCFA から提出されている文書⁷

第 86 回執行委員会でのクリティカルレビューの結果は、特に記載がない限り、総会に対し、採択、承認を勧告した。

事項	概要
最終採択	
食品添加物の同一性及び純度に関する仕様書原案（ステップ 5/8）	第 96 回及び第 97 回 JECFA（2023 年）が作成し、第 54 回 CCFA で合意された、添加物、香料の同一性及び純度に関する仕様書。 （結論） 最終採択された。
食品添加物の一般規格（GSFA）（CXS 192-1995）の食品添加物条項案及び原案並びに既採択条項の改訂（ステップ 8 及びステップ 5/8）	第 54 回 CCFA は、GSFA の食品添加物条項案、原案、及び改訂案について、総会に最終採択を諮ることに合意した。 （結論） 最終採択された。 以下の加盟国が留保した。 ロシア：二炭酸ジメチル（INS 242）について、健康への悪影響の起こす可能性があるメタノールの多量生成への懸念により、また、メタクリル酸共重合体（BMC）（INS 1205）について、白砂糖等への使用に技術的正当性がないことのため。
GSFA 前文の附属書 B（食品分類－01.4.3（Clotted cream (plain)）及び GSFA 前文の附属書 C（GSFA の作成に使用された食品分類システムとコーデックス規格食品の相互参照）の記述の改訂	第 54 回 CCFA において、整合作業の結果、改訂を行うことになったもの。 （結論） 最終採択された。
食品添加物の国際番号システム（INS）（CXG 36-1989）の改訂原	食品添加物の国際番号システム（INS）に掲載されている食品添加物の追加、分類及び用途の変更を

⁷ 第 112 回コーデックス連絡協議会文書参照
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/attach/pdf/112-2.pdf>

案（ステップ 5/8）（カルボマーの INS を除く）	行うもの。第 54 回 CCFA は、改訂原案について、総会に最終採択を諮ることに合意した。 第 86 回執行委員会では、コーデックス事務局の説明により、カルボマーに割り当てた INS 番号 1210 は、既にポリアクリル酸ナトリウムに使用されていることが判明した。このため、総会に対し、カルボマーの INS 番号を除き、最終採択を勧告した。カルボマーの INS 番号は、第 55 回 CCFA で再検討される。 （結論） 最終採択された。
乳・乳製品部会（CCMMP）の 2 規格、加工果実・野菜部会（CCPFV）の 4 規格、近東地域調整部会（CCNE）の 2 規格、アジア地域調整部会（CCASIA）の 2 規格、ラテンアメリカ・カリブ海地域調整部会（CCLAC）の 1 規格との整合に伴う GSFA 添加物条項の改訂	CCMMP の 2 規格⁸、CCPFV の 4 規格⁹、CCNE の 2 規格¹⁰、CCASIA の 2 規格¹¹、CCLAC の 1 規格¹²の食品添加物条項の改訂との整合に伴い、GSFA の食品添加物条項の改訂を行うもの。 第 86 回執行委員会では、GSFA を食品添加物の使用に関する唯一の完全かつ包括的な参照文書とするための取組の重要性と、それに向けた整合作業の重要性が強調され、関連する全ての部会にその旨を通知することになった。 （結論） 最終採択された。
CCMMP の 2 規格、CCPFV の 1 規格、CCASIA の 1 規格、CCLAC の 1 規格の食品添加物条項の改訂	上述の GSFA の修正に加え、整合作業の結果として、CCMMP の 2 規格¹³、CCPFV の 1 規格¹⁴、CCASIA の 1 規格¹⁵、CCLAC の 1 規格¹⁶の食品添加物条項を改訂するもの。

⁸ 発酵乳の規格（CXS 243-2003）、クリーム及び調製クリームの規格（CXS 288-1976）

⁹ 加工トマト濃縮物の規格（CXS 57-1981）、テーブルオリーブの規格（CXS 66-1981）、果物及び野菜漬物の規格（CXS 260-2007）、急速冷凍野菜の規格（CXS 320-2015）

¹⁰ ハリッサ（赤唐辛子ペースト）の地域規格（CXS 308R-2011）、デーツペーストの地域規格（CXS 314R 2013）

¹¹ テンペの地域規格（CXS 313R-2013）、海苔製品の地域規格（CXS 323R-2017）

¹² ヤーコンの地域規格（CXS 324R-2017）

¹³ 発酵乳の規格（CXS 243-2003）、クリーム及び調製クリームの規格（CXS 288-1976）

¹⁴ テーブルオリーブの規格（CXS 66-1981）

¹⁵ 海苔製品の地域規格（CXS 323R-2017）

¹⁶ ヤーコンの地域規格（CXS 324R-2017）

	(結論) 最終採択された。
ジェランガムの INS 番号の変更に伴う GSFA 表 1、2 及び 3 の条項修正	第 54 回 CCFA において、ジェランガムの INS 番号を 418 から 418(i)へ変更するよう JECFA に要請した。これに伴い、GSFA 表 1、2 及び 3 の関連する条項を修正するもの。 (結論) 最終採択された。
キュウリの漬物の規格 (CXS 115-1981)、ジャム、ゼリー、マーマレード規格 (CXS 296-2009) の食品添加物条項の改訂	第 54 回 CCFA において、リボフラビン及びカロテン関連食品添加物に関する条項原案を検討した結果、これら 2 規格 (CXS 115-1981、CXS 296-2009) の食品添加物条項の改訂に合意した。 (結論) 最終採択された。
チーズの一般規格 (CXS 283-1978) の修辭上の修正	チーズの一般規格 (CXS 283-1978) の食品添加物条項に修正を行うもの。 (結論) 最終採択された。
水を含むココナッツ製品ーココナッツミルク及びココナッツクリーム規格 (CXS 240-2003) の結果的修正	ジェランガムの INS 番号の INS 418(i)への変更に伴い、本規格 (CXS 240-2003) の修正を行うもの。 (結論) 最終採択された。
新規作業提案または既存のコーデックス規格の改訂	
GSFA の新規食品添加物条項の提案	第 54 回 CCFA において提案された、GSFA への新規食品添加物条項の収載及び既存の条項の改訂に関する作業 (ステップ 2)。 (結論) 承認された。
JECFA による評価のための食品添加物の優先リスト	第 54 回 CCFA で修正された JECFA による評価のための食品添加物の優先リストの承認を諮るも

	の。 (結論) 承認された。
パン用酵母の規格策定（ステップ 1)	第 44 回総会（2021 年）でのコーデックス事務局からの勧告を踏まえ、第 53 回 CCFA に中国から CCFA に酵母の規格策定作業が提案されたが、規格の対象範囲を再考することになった。第 54 回 CCFA では規格の対象範囲をパン用酵母に絞ることとし、作業開始に合意した。 第 86 回執行委員会では、CCFA が本作業を行うのに適切な部会かどうかや、国際標準化機構（ISO）でも類似の作業が行われているため、作業の重複は避けるべきではないか等の意見が出されたが、議論の結果、①作業の対象となる酵母は食品添加物ではなく食品原材料であること、②CCFA がこの作業を行うのに引き続き適切な部会であること、③この作業には CCFA と連携して適切な専門知識を有する加盟国が重要であること、④CCFA に対し、重複を避け、一貫性を確保するために ISO と協調するよう奨励する必要があること、を確認した上で、総会に対し、承認を勧告した。 (結論) 承認された。
作業中止	
GSFA の食品添加物条項案及び原案	第 54 回 CCFA で規格策定作業を中止することに合意された GSFA の食品添加物条項の案及び原案。 (結論) 中止された。
既存のコーデックス文書の廃止	
GSFA の食品添加物条項	第 54 回 CCFA で合意された GSFA の既存の食品添加物条項の案及び原案の最終採択に伴い、関連する条項を廃止するもの。

	(結論) 廃止された。
--	----------------

(その他の議論)

二酸化チタン (INS 171) について、セネガル、モロッコ及びマリは、潜在的な発がん性へのおそれ、遺伝毒性に関する証拠の不確実さ、適切な試験方法の欠如に関することから懸念を示した。また、EU は、自地域では食品への使用が認可されていないこと、JECFA のモノグラフが第 54 回 CCFA にて入手できなかったことから、完璧な基礎情報に基づき議論することが重要であることを言及した。以上から、議長は、第 55 回 CCFA のさらなる議論のために、「FAO/WHO からの関心事項」の会議文書に二酸化チタン関連事項を含めることを検討するよう提案した。

4.6 分析・サンプリング法部会 (CCMAS)

2024 年 6 月に開催された第 43 回 CCMAS から提出されている文書¹⁷

第 86 回執行委員会でのクリティカルレビューの結果は、特に記載がない限り、総会に対し、採択、承認を勧告した。

事項	概要
最終採択	
分析法、分析法の性能規準、サンプリングプラン：分析・サンプリング法規格 (CXS 234-1999) への収載	第 43 回 CCMAS は、CCSCH 及び CCFO から提出された各種規格の分析法条項について、検討の結果、一部を除いて承認した。また、粉乳、穀類・豆類、魚・魚加工品、果物ジュース、照射食品の分析法の点検作業の結果、一部改訂に合意した。分析・サンプリング法規格 (CXS 234-1999) への収載のため、総会に採択を諮ることに合意した。 (結論) 最終採択された。
魚類中のメチル水銀のサンプリングプラン：GSCTFF への収載	第 43 回 CCMAS は、第 17 回 CCCF から提出された魚類中のメチル水銀のサンプリングプランについて、軽微な修正を加えて承認した。GSCTFF への収載のため、総会に採択を諮ることに合意した。 (結論)

¹⁷ 第 112 回コーデックス連絡協議会文書参照
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/attach/pdf/112-2.pdf>

	最終採択された。
たんぱく質含量を求めるための窒素換算係数：分析・サンプリング法規格（CXS 234-1999）への附属書の収載	第 42 回 CCMAS では、窒素含有量からたんぱく質含有量を求めるための窒素換算係数の記載方法（CXS 234 に記載するか、元の規格に記載するか）について、チリとブラジルが討議文書を作成して検討することになった。第 43 回 CCMAS では、窒素換算係数を CXS 234 の附属書に収載することとし、総会に採択を諮ることに合意した。また関連の部会に、個別食品規格から窒素換算係数を取り消すよう勧告した。 （結論） 個別食品規格の窒素換算係数との整合性をとるため、CCMAS にて再検討することに合意した。
既存のコーデックス文書の廃止	
照射食品の検出のための一般分析法（CXS 231-2001）	第 40 回 CCMAS（2019 年）では、CCFH に対し、CCMAS での CXS 234 の点検・更新作業に関して、照射食品の検出のための一般分析法（CXS 231-2001）に収載されている分析法が適切かどうかや CXS 234 に移動させるか等の検討を要請した。第 53 回 CCFH（2022 年）では、ブラジルが用意した文書を踏まえて議論した結果、CCMAS による分析法タイプの確認と部会で指摘された問題の解決を条件に、CXS 231-2001 で定められている分析法に所要の変更を行った上で、CXS 234 に含めること等を CCMAS に回答することに合意した。第 42 回及び第 43 回 CCMAS での検討の結果、照射食品の分析法を CXS 234 に含めること、また、それに伴い CXS 231 を廃止することを総会に諮ることに合意した。 （結論） 廃止された。
総会による検討・助言が求められている事項	
穀類・豆類の規格に関する灰化温度の決定（議題 6 で議論された）	第 43 回 CCMAS での穀類・豆類の規格の分析法の検討において、灰化温度の決定を CCMAS が支援

	できるかどうか、また、支援できない場合には、一部の個別食品について 2 つの灰化温度の規定（550℃、900℃）が代替案となるかどうか、総会に助言を求めることになった。 第 86 回執行委員会では、コーデックス事務局から、2 つの規定を承認するため、米国及び CCMAS 議長と協議して、灰分温度と許容性に関する提案を準備する旨通知された。 （結論） ハンガリー（CCMAS ホスト国）と米国（穀物・豆類部会（CCCPL）ホスト国）にて、CCMAS で分析法を承認するための解決策を模索していることを確認した。
--	---

4.7 残留農薬部会（CCPR）

2024 年 6 月に開催された第 55 回 CCPR から提出されている文書¹⁸

第 87 回執行委員会でのクリティカルレビューの結果は、特に記載がない限り、総会に対し、採択、承認を勧告した。

事項	概要
最終採択	
食品又は飼料中の農薬最大残留基準値 (MRL) 原案 (ステップ 5/8)	食品又は飼料中の農薬について、第 55 回 CCPR で 29 農薬の MRL 原案についてステップ 5/8 で最終採択を諮ることに合意。 EU、スイス、タイ、UAE が一部留保した。 （結論） 最終採択された。 以下の加盟国が留保した。 ・ コロンビア、エジプト、UAE：精米 (CM 1205) に対する propiconazole (160) の MRL 原案について、食品の安全性確保の観点から、国内法にてより厳しい MRL を適用しているため。 ・ タイ：マスタードグリーン (VL 0485) に対する

¹⁸ 第 113 回コーデックス連絡協議会文書参照
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/113.html>

	difenoconazole (224)の MRL 原案について、自国のリスクアセスメントに基づく食品安全上の懸念のため。 ・ ロシア： オーツ麦 (GC 0647) 及び大麦(GC 0640)に対する fluopyram (243) の MRL 原案について、食品安全上の懸念のため。 ・ EU、ノルウェー、スイス：20 農薬の MRL 原案について、CXL を EU の MRL として設定する条件¹⁹を満たしていないため。
ペッパー類のグループ/サブグループのコーデックス MRL (CXL) の過去の決定に基づく修正：オクラの MRL	オクラの MRL の設定に関して、第 54 回 CCPR は、マルティニア、ローゼル及びオクラを含む現在のサブグループ 12B の分類や代表作物はそのままとし、オクラ等にはペッパー (サブグループ) の CXL を暫定的に適用する旨の注記を付すことに合意し、第 46 回総会で採択された。第 55 回 CCPR では、2 農薬のペッパー (サブグループ) の CXL にも同じ注記を付すことに合意した。 (結論) 最終採択された。 以下の加盟国が留保した。 ・ コートジボワール：自国にて MRL 設定のデータを作成しているため。
食品及び飼料のコーデックス分類 (CXA4-1989) の過去の決定に基づく修正：クラス D (植物由来加工食品) の追加食品 (ケチャップ)	クラス D (植物由来加工食品) について、2023 年の JMPR からの新しい MRL 勧告を農薬の MRL データベースに含めるために、食品及び飼料のコーデックス分類の結果的な修正として、食品コードを追加するもの。 (結論) 最終採択された。
予備採択	
長期保存における農薬の標準物質及び関連する分析用標準溶液の純度と安定性のモニタリング	第 51 回 CCPR (2019 年) では、インドとアルゼンチンから、残留農薬を分析する際に使用する認証標準物質 (CRM) は、有効期限が切れると使用す

¹⁹ [第 47 回コーデックス総会の CRD15 参照](#)

に係るガイドライン原案（ステップ 5）	ることができず、特に途上国では新たに CRM を入手するのは困難であることや、適切に保管されていれば、有効期限を過ぎても CRM の純度等に大きな変化がないことから、CRM を含む標準物質の有効活用に関するガイダンス作成が提案された。 第 54 回 CCPR で新規作業の開始に合意し、第 46 回総会で承認された。 第 55 回 CCPR では、インドを議長、アルゼンチン、シンガポールを共同議長とする作業部会からガイドライン原案が提案され、議論の結果、総会に予備採択を諮ること、また、本ガイドライン案の範囲を標準物質の混合溶液も含むよう拡張することを総会に報告することに合意した。 （結論） 予備採択された。
新規作業提案	
JMPR による評価/再評価のためのコーデックススケジュールと優先リスト	2025 年に JMPR が評価（新規農薬、新規用途、定期的再評価）を行うべき農薬の優先リストの承認を諮るもの。 （結論） 承認された。
既存のコーデックス文書の廃止	
廃止が提案された CXL	食品又は飼料中の農薬について、第 55 回 CCPR での合意に基づき既存の 16 農薬に関する CXL を廃止するもの。 （結論） 廃止された。
作業中止	
ステッププロセスから取り下げられた MRL 案/原案	食品又は飼料中の農薬について、第 55 回 CCPR での合意に基づき 4 農薬の MRL 案の作業を中止するもの。 （結論）

	中止された。
--	--------

(その他の議論)

JMPR による健康への懸念が示されていないが定期的再評価に必要なデータ提出等のサポートがされていない化合物の定期的再評価を促進するため、加盟国やオブザーバーに対してデータ提出が奨励された。

4.8 ラテンアメリカ・カリブ海地域調整部会 (CCLAC)

2024 年 6 月に開催された第 23 回 CCLAC から提出されている文書

第 87 回執行委員会でのクリティカルレビューの結果は、特に記載がない限り、総会に対し、採択、承認を勧告した。

事項	概要
最終採択	
ルロ (ナランジラ) の地域規格 (ステップ 5/8)	第 22 回 CCFFV (2022 年) では、コロンビアの提案により、ルロの規格策定作業の開始に合意したが、第 45 回総会 (2022 年) での議論の結果、CCLAC の地域規格として作業を進めることになった。 第 23 回 CCLAC では、コロンビアを議長、メキシコを共同議長とする作業部会から提案された、規格の名称に英語名称の一つを追加することや生鮮果実・野菜規格のレイアウトを使用すること等に合意し、また、総会に最終採択を諮ること、食品添加物条項は CCFA に、表示条項は CCFL にそれぞれ承認を求めることに合意した。表示条項は第 48 回 CCFL で承認された。 第 87 回執行委員会では、コーデックス事務局から、手続きマニュアル 2 章の「クリティカルレビュー」の規定に従い、今後は、食品添加物条項と食品表示条項の承認手続きが完了するまで、総会への最終採択または予備採択の勧告を保留にするアプローチをとりたいとの説明があった。このため、ルロの地域規格原案の食品表示条項は承認が完了したが、食品添加物条項の承認が完了するまで、クリティカルレビューは見送ることになった。

	(結論) CCFA において食品添加物条項の承認後、総会で検討することを確認した。
--	---

4.9 食品輸出入検査・認証制度部会（CCFICS）

2024 年 9 月に開催された第 27 回 CCFICS から提出されている文書²⁰

第 87 回執行委員会でのクリティカルレビューの結果は、特に記載がない限り、総会に対し、採択、承認を勧告した。

事項	概要
予備採択	
食品偽装の防止及び管理に関するガイドライン原案（ステップ 5）	第 25 回 CCFICS（2021 年）で、食品偽装に関する用語の定義、食品偽装に関する監督当局及び食品事業者の役割と責任、食品偽装に関する輸出入国間の協力と情報交換等を含むガイドラインを策定する作業を開始することに合意し、第 44 回で承認された。 第 26 回及び第 27 回 CCFICS では、米国を議長、英国、中国、EU、イランを共同議長とする EWG から提案された原案について議論し、規格の範囲や定義以外の箇所は概ね合意に至ったことから、総会に予備採択を諮ることに合意した。 (結論) 予備採択された。
新規作業提案または既存のコーデックス規格の改訂	
輸入食品の却下における不服申し立てメカニズムに関するガイドランス作成（ステップ 1）	第 26 回 CCFICS（2023 年）で、インドから、公正な食品貿易を確保するための統一的な不服申し立てメカニズムの必要性が提案された。第 27 回 CCFICS で、作業開始に合意した。作成されるガイドランスは、既存の「輸入食品の却下に関する政府間での情報交換のためのガイドライン（CXG 25-1997）」または「食品輸入管理システムに関するガイドライン（CXG 47-2003）」のいずれかの修正または附属文書となる予定。

²⁰ 第 114 回コーデックス連絡協議会文書参照
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/114.html>

	(結論) 承認された。
衛生要件の表現の標準化に関するガイダンスの作成 (ステップ 1)	第 26 回 CCFICS (2023 年) で、ブラジルから、各国独自の要件を維持しながら、食品安全性の向上、通関手続きの簡素化及び迅速化できる電子証明の利用を促進するための作業が提案された。第 27 回 CCFICS で作業開始に合意した。 (結論) 承認された。
食品の貿易のための輸出入国間の情報交換に関する原則及びガイドライン (CXG 89-2016) の改訂作業 (ステップ 1)	第 27 回 CCFICS で、ノルウェーから、輸入国からの施設リストの要求が増加していることを受け、項目や様式、デジタル化を含めた運用メカニズム等の調和を図るための原則及びガイドラインの作成が提案された。議論の結果、既存の原則及びガイドライン (CXG 89-2016) の附属文書として、新たに原則及びガイドラインを作成する作業を開始することに合意した。 (結論) 承認された。
国の食品管理システム (NFCS) におけるデジタル化の原則の作成 (ステップ 1)	第 27 回 CCFICS で、豪州から、国の食品管理システム (NFCS) に関するデジタル化について、包括的な枠組み、既存のデジタルに関する国際規格及びガイダンスの特定、定義等を含むハイレベルの原則を策定することが提案された。議論の結果、作業開始に合意した。 (結論) 承認された。

CCFICS の 4 つの新規作業提案について、第 87 執行委員会において、議長から、会議に先立ち、CCFICS 議長に対し、新規作業の CCFICS における作業スケジュールの実行可能性について確認した旨共有された。

4.10 栄養・特殊用途食品部会（CCNFSDU）

2024 年 10 月に開催された第 44 回 CCNFSDU から提出されている文書²¹。

第 87 回執行委員会でのクリティカルレビューの結果は、特に記載がない限り、総会に対し、採択、承認を勧告した。

事項	概要
最終採択	
6～36 か月児の栄養参照量の設定に関する一般原則案：栄養表示ガイドライン（CXG 2-1985）への収載（ステップ 8）	第 37 回 CCNFSDU（2015 年）で、年長乳児（6～12 か月）及び年少幼児（12～36 か月）の栄養参照量（NRVs-R）について検討を進めることに合意。 第 39 回 CCNFSDU（2017 年）以降、実質的な議論を行ってきた。第 41 回 CCNFSDU（2019 年）で、6～36 か月児を対象とした NRVs-R の設定に関する一般原則を作成することに合意した。第 46 回総会で予備採択された。 第 44 回 CCNFSDU では、目安量の定義、2 つの年齢区分を組み合わせた値では平均値を用いること等の未解決の事項で合意に至ったことから、総会に最終採択を諮ることに合意した。栄養表示ガイドラインの附属文書 1 に収載される。 （結論） 最終採択された。 以下の加盟国が留保した。 ・ コロンビア：AI（目安量：adequate intake）の定義について、国内での検討の結論が出ていないことにより。
6～36 か月児の栄養参照量：栄養表示ガイドライン（CXG 2-1985）への収載（ステップ 5/8）	第 43 回 CCNFSDU では、一般原則の適用に関する試験的な段階アプローチを適用し、NRVs-R を算出することに合意した。第 44 回 CCNFSDU では、ビタミン A、B6、D、E、チアミン、リボフラビン、ナイアシン、パントテン酸、カルシウム、銅、ヨウ素、カリウム、亜鉛、たんぱく質の NRVs-R に合意した。栄養表示ガイドラインの 3.4.4.2 章（栄養成

²¹ 第 114 回コーデックス連絡協議会文書参照
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/codex/114.html>

	分の情報の表示) に収載される。段階アプローチについては、情報文書としてコーデックスのウェブサイトに掲載することになった。 残りの NRVs-R (ビタミン C、B12、K、葉酸、ビオチン、セレン、マンガン、マグネシウム、リン、鉄) の作業のため、作業完了を 2026 年まで延長することを執行委員会に要請した (2025 年に CCNFSU は開催されない)。 (結論) 最終採択された。 また、作業完了期限を 2026 年に延長するという執行委員会からの勧告を承認した。 以下の加盟国が留保した。 ・ コロンビア：ビタミン D、パントテン酸、銅及び亜鉛の NRV-Rs について、国内での検討の結論が出ていないことにより。
乳児用調製乳規格 (CXS 72-1981) の結果的修正	第 44 回 CCNFSU で、第 46 回総会で最終採択されたフォローアップフォーミュラ等規格 (CXS 156-1987) との整合を取るため、乳児用調製乳規格 (CXS 72-1981) の 100 kJ あたりの値の修正を行うことに合意した。 (結論) 最終採択された。
たんぱく質含量を求めるための窒素換算係数：分析・サンプリング法規格 (CXS 234-1999) 附属書への収載	第 43 回 CCMAS から総会に採択を諮る分析・サンプリング法規格 (CXS 234-1999) へのたんぱく質・窒素換算係数の附属書の収載に関連して、関連の部会に対し、個別食品規格から窒素換算係数を取り消すよう勧告している。この附属書には年長乳児用フォローアップと年少幼児用製品の窒素換算係数が含まれていないことから、第 44 回 CCNFSU で議論した結果、これらの窒素換算係数の CXS 234-1999 の附属書への収載を総会に諮ることに合意した。

	(議論) 議論 4. 6 で議論された内容である、窒素換算係数について、CCMAS に戻して議論されるという結論と、CCNFSDU から提案され年長乳児用フォローアップフォーミュラの窒素換算係数を含めるよう CCMAS への要望等を確認した。
新規作業提案	
年長乳児及び年少幼児向け食品に関する基準の策定	第 44 回 CCNFSDU に、米国から、既存の 3 つの補完食に関する文書（年長乳児及び幼児向けの栄養補助食品に関するガイドライン（CXG 8-1991）、缶詰ベビーフードの規格（CXS 73-1981）、乳幼児向け加工シリアル食品の規格（CXS 74-1981））の更新・統合を含む新たな補完食に関する基準策定作業が提案された。議論の結果、栄養補助食品ガイドラインは作業の対象外とし、また、規格の名称から「補完」を除き、作業開始に合意した。 (結論) 承認された。 メキシコは、採択を支持するが、この規格策定が年長乳児や幼児の栄養状態を改善する代替品として加工食品を推進等するものとなつてはならないとの意見を示した。

4.11 魚類・水産製品部会 (CCFFP)

2024 年 10 月に開催された第 36 回 CCFFP から提出されている文書。

第 87 回執行委員会でのクリティカルレビューの結果は、特に記載がない限り、総会に対し、採択、承認を勧告した。

事項	概要
最終採択	
イワシ缶詰規格 (CXS 94-1981) の修正：対象の種のリスト (2.1 Product Definition) への <i>Sardinella lemuru</i> (Bali Sardinella) の追記	イワシ缶詰規格 (CXS 94-1981) の対象の種のリストに <i>Sardinella lemuru</i> (Bali Sardinella) を追記するもの。フィリピンから、CCFFP が休会中だが、本作業は、新しい種の追加に関する手続きマニュアル

	ルの記載に従って、CCFFP を再開して検討する必要があるため、第 43 回総会に直接提出された。第 43 回総会は、CCFFP を Working by correspondence で再開することに合意した。 第 35 回 CCFFP (2021 年) は、手続きマニュアルの記載に従って、官能評価を実施する研究室の決定と、フィリピンを議長、EU を共同議長とする EWG でその作業を監督すること等に合意した。 第 36 回 CCFFP では、EWG からの提案に基づき、<i>Sardinella lemuru</i> を種のリストに追記すること、総会に採択に諮ることに合意した。 (結論) 最終採択された。
イワシ缶詰規格 (CXS 94-1981) の修正：対象の種のリスト (2.1 Product Definition) の生物学的名称の修正	イワシ缶詰規格 (CXS 94-1981) の対象の種について、3 魚種の名称を最新の文献に基づき修正することに合意した。 (結論) 最終採択された。
CCFFP の既存の 24 の全規格の卸売用食品の容器の表示条項の修正	第 44 回総会 (2021 年) から求められた個別食品規格の卸売用食品の表示条項の見直し。第 36 回 CCFFP で、既存の 24 の全規格の当該表示条項の修正案を総会に採択を諮るとともに CCFL に通知することとなった。 (結論) 最終採択された。
情報	
イワシ缶詰規格 (CXS 94-1981) の以前の総会の決定に基づく修正	第 13 回総会 (1979 年) 及び第 15 回総会 (1983 年) で本規格に含めることになった 2 魚種が規格に反映されていないことが第 44 回総会 (2021 年) でタイから指摘されていた。第 36 回 CCFFP はこの 2 魚種を規格に反映することに合意した。モロッコは、総会の決定から時間が経っていること、2013 年に合意した新しい種の追加に関する手続きマニユ

	アルの記載にも順守する必要があるとして、留保した。 (結論) 承認された。 南アフリカ、モロッコを始めとする複数の加盟国から、2 種のイワシの名称を追記することについて、技術的な情報がないこと、また過去の総会の決定から時間が経過していることから、懸念が表明されるとともに、手続きマニュアル中の「魚類・水産製品の規格に新しい種を追記する手続き」が適及的に適用されるかについての質問があった。コーデックス事務局から、2 種のイワシを追加することは第 13 回総会（1979 年）にて決定、第 15 回総会（1983 年）にて確認されたものであるが、オンライン版とする際に誤って落としてしまったものを事務的に修正するものである旨、第 36 回総会（2013 年）にて採択された「魚類・水産製品の規格に新しい種を追記する手続き」は 2013 年より前に追加された種には適用されない旨について説明があった。
海藻類及びその他の藻類に関する今後のコーデックス作業への大きな関心	第 36 回 CCFFP で、韓国から、海藻の安全性に関する作業を行うため、CCFFP の付託事項に「海藻」を含めることが提案された。コーデックス事務局から、CCFFP の TOR の拡大を検討する前に、作業に関心のある国は、新規作業提案を提出する必要がある旨説明があった。第 36 回 CCFFP は、総会に、海藻類及びその他の藻類に関する今後のコーデックス作業への大きな関心が寄せられたことを情報共有することに合意した。 (議論) 今次総会では、韓国から海藻に関する具体的な新規作業提案に関する情報はなかったが、タンザニア、ペルー等から作業への関心が示された。日本か

	ら、新規作業提案の審査と、現在海藻を対象としていない CCFFP の TOR の変更は、コーデックスで定められた手続きに沿って進める必要がある旨強調した。
--	---

(その他の議論)

今後の CCFFP

第 87 回執行委員会では、CCFFP ホスト国であるノルウェーから今次総会に提出された議場配布文書 (CRD) において、第 36 回 CCFFP において水産製品に関する新たな作業への関心が示されたことや、CCFFP の既存の規格を見直す新規作業提案を検討していることから、CCFFP を休会せずに活動中のままとすることが提案された。本来 CCFFP は総会から付託された作業が完了したため、無期限で休会する予定にはなっていたが、このまま存続するか、議論が行われた。その結果、手続きマニュアルに基づく通常の慣行では、CCFFP は休会するが、CCFFP ホスト国から提出された新規作業提案がまだ検討されていないことを考慮し、総会は CCFFP の休会に関する決定を延期し、新規作業提案とそれに関連する適切な部会を検討した後に決定を行うことを総会に勧告した。

今次総会では、ノルウェーから CCFFP を休会せずに活動中のままとする提案の背景について説明があり、また、意見照会の結果に基づき作業方法を決定したいとのコメントがあった。アジア、アフリカ地域の国々をはじめとする多くの加盟国が CCFFP を休会せず存続することを支持した。CCFFP の作業方法について、コーデックス事務局から、CCFFP は **working by correspondence** により再開されており、今後の作業方法は行われる作業の性質に応じて決定されること、作業方法について決定を下す前に、CCFFP でどのような新規作業が行われるかを明確にする必要があることが説明されるとともに、ノルウェーが提案した既存の規格のレビューに関し、ノルウェーに協力する意向を表明した。

(結論)

既存の規格の見直しや海藻に関する規格策定等の新規作業が提案される可能性があることから、CCFFP の休会を延期することに合意した。また、関心国はあらゆる新規作業提案を提出可能であることを確認した。

4.12 食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF)

2024 年 10 月に開催された第 27 回 CCRVDF から提出されている文書。

第 87 回執行委員会でのクリティカルレビューの結果は、特に記載がない限り、総会に対し、採択、承認を勧告した。

事項	概要
最終採択	
動物用医薬品の食品中の MRL 案 (ステップ 5/8)	第 98 回 JECFA (2024 年) の評価を受けた動物用医薬品の食品中のクロピドール (抗コクシジウム薬) (鶏の筋肉、皮膚／脂肪、肝臓、腎臓) 及びイミダクロプリド (寄生虫駆除剤) (タイセイヨウサケ及びニジマスの切り身) の MRL 原案について、第 27 回 CCRVDF での議論の結果、最終採択を諮ることに合意した。クロピドールについて、EU、ノルウェー、スイスが留保した。EU は、留保の理由として、EU でのデータが不足していること、EU による JECFA のモノグラフのレビューが完了していないことを挙げた。また、FAO のモノグラフが最近公表されたところであり、この会合までにレビューする時間が十分になかったとの懸念も示された。 (結論) 最終採択された。 以下の加盟国が留保した。 ・ EU、ノルウェー及びスイス：クロピドールについて、EU 内におけるデータ不足により EU において評価できていないことにより。 ・ ロシア：クロピドール及びイミダクロプリドについて、国内におけるリスク評価に必要な国内データが不足していることにより。
食品中の動物用医薬品に対する 外挿 MRL 案 (ステップ 5/8)	- 魚類に対するルフェヌロン及びエマメクチン安息香酸塩の MRL の外挿案について、第 27 回 CCRVDF での議論の結果、最終採択を諮ることに合意した。(エマメクチン安息香酸塩の外挿案の最終採択は外挿アプローチの修正案の承認が条件) - 牛の乳から他の反芻動物の乳へのイベルメクチンの MRL の外挿案について、第 27 回 CCRVDF での議論の結果、外挿アプローチの修正案の承認

	認を条件に、最終採択を諮ることに合意した。EU は、イベルメクチンの外挿案については不遵守につながる懸念事項があることから、貿易問題をもたらすとして、外挿を進めることに留保を表明した。ノルウェー、スイスも同様に留保した。 (結論) 最終採択された。 以下の加盟国が留保した。 ・ EU、ノルウェー及びスイス：イベルメクチンの外挿について、部会と同様にオフラベル使用が増える可能性等の理由。 ・ ロシア：ルフェヌロン及びエマメクチン安息香酸塩、並びにイベルメクチンの MRL の外挿について。
適正動物飼養実施規範 (CXC 54-2004) の脚注 9 の更新 (修正)	既に廃止された実施規範が引用されていたため、引用を「食料生産動物への動物用医薬品の使用に関連して各国が食品安全保証のための規制プログラムを設計・実施するためのガイドライン (CXG 71-2009)」に修正するもの。 (結論) 最終採択された。
CCRVDF のリスクアナリシスの原則：附属書 C 「1 つ以上の種への MRL の外挿に関するアプローチ」の修正	- 親化合物が複数の相同化合物から構成されている場合に、マーカー残留物が親化合物の主要な相同化合物である場合の外挿の可能性を考慮し、外挿アプローチの規準 2b を修正するもの。 - ラクダ科動物に対する MRL の外挿のための実行可能なアプローチを追加するもの。 - 牛の乳に設定された MRL を異なる動物種の乳に外挿するための規準を追加するもの。 (結論) 最終採択された。

CCRVDF のリスクアナリシスの原則：附属書 D の追加	第 27 回 CCRVDF で、動物用医薬品の飼料から畜産食品への非意図的かつ不可避なキャリーオーバーに関するアクションレベル設定のためのアプローチ案に合意し、CCRVDF のリスクアナリシスの原則に附属書 D として収載すること、また、この収載に伴い、CCRVDF のリスクアナリシスの原則のパラ 133 を修正することに合意した。 (結論) 最終採択された。 EU は、採択は支持するが、薬剤耐性菌（AMR）との戦いは世界的な公衆衛生上の優先事項であり、アクションレベル設定のための基準と手順においても配慮する必要があるとの意見を示し、ノルウェーもこの意見を支持した。
予備採択	
動物用医薬品の食品中の MRL 案（ステップ 5）	第 98 回 JECFA（2024 年）の評価を受けた動物用医薬品の食品中のフマギリンジシクロヘキシルアミン（抗生物質）（魚類の切り身、はちみつ）の MRL 原案について、第 27 回 CCRVDF での議論の結果、予備採択を諮ることに合意した。また、本会合終了後 1 ヶ月以内に、JECFA に対してコンサーンフォームを提出することを確認した。 (結論) 予備採択された。
新規作業提案	
飼料への非意図的かつ不可避なキャリーオーバーに関連して、非対象動物由来の食品に動物用医薬品の残留物が検出された場合、管轄当局が講じるべき措置に関するガイドラインの策定（ステップ 1）	第 27 回 CCRVDF で、飼料から畜産食品への動物用医薬品の非意図的かつ不可避なキャリーオーバーに関し、残留がアクションレベルを下回る/上回る場合、又はアクションレベルが設定されていない場合に、管轄当局が講じるべき措置に関する指針を提供するため、作業開始に合意した。 (結論)

	承認された。
JECFA による評価又は再評価を必要とする動物用医薬品の優先順位リスト案	第27回CCRVDFで追加及び変更された JECFA による評価のための動物用医薬品の優先順位リストの承認を諮るもの。Part I（JECFA 評価関係）として、フマギリンジシクロヘキシルアミン等5品目、Part V（外挿関係）として、アルベンダゾール等3品目、Part VI（アクションレベル関係）として、ナイカルバジン等2品目を優先順位リストに含めることになった。 （結論） 承認された。

（その他の議論）

CCPR/CCRVDF の合同 EWG のバーチャル会議の勧告を検討するため、CCPR と CCRVDF のバーチャル会合のスケジュールを検討することを承認した。このような取り組みは今回が初めてであり、今後異なる部会が関与する共通の問題に対処するために利用され得ることに言及した。

4.13 食品表示部会（CCFL）

2024 年 10 月に開催された第 48 回 CCFL から提出されている文書。

第 87 回執行委員会でのクリティカルレビューの結果は、特に記載がない限り、総会に対し、採択、承認を勧告した。

事項	概要
最終採択	
包装食品の表示に関するコーデックス一般規格（GSLPF）（CXS 1-1985）の改訂案：アレルゲン表示に関する条項（ステップ 8）	第 45 回 CCFL（2019 年）において、GSLPF のアレルゲン表示に関連する規定を見直し明確化する作業及び予防的アレルゲン又は注意表示（precautionary allergen or advisory labelling）に係るガイダンス策定作業を開始することに合意。また、GSLPF のアレルゲンのリストの妥当性等について、FAO/WHO に科学的助言を求めることとなった。第 42 回総会において新規作業承認（ステップ 1）。 GSLPF のアレルゲン表示関連規定の見直しに関し、第 47 回 CCFL（2023 年）は、食物アレルゲン

	のリスク評価に関する FAO/WHO 合同専門家会議の報告書を踏まえて検討作業を行い、第 46 回総会で予備採択された（ステップ 5）。 第 48 回 CCFL では、アレルゲンリスト、表示の適用除外、亜硫酸塩の表示、表示方法等の残りの論点について、事前に行われたバーチャル作業部会の結果を踏まえて議論した結果、最終採択を諮ることに合意した。また、食品事業者向け食品アレルゲン管理に関する実施規範（CXC 80-2020）との整合性を確保するため、CCFH に改訂作業の完了を通知することになった。 （結論） 最終採択された。
e-コマースを介して提供される包装食品の食品情報に関する規則についてのガイドライン案（ステップ 8）	インターネット販売における食品表示に関するガイドラインの作成を行うもの。第 42 回総会で新規作業承認（ステップ 1）。当初、本ガイドラインは GSLPF の補足文書と位置付けていたが、第 47 回 CCFL では本ガイドラインを独立した文書として作成すること、WTO の定義を基にした e-コマースの定義等に合意し、第 46 回総会で予備採択された（ステップ 5）。 第 48 回 CCFL では、保持期限（durability）等の残りの論点を事前に行われたバーチャル作業部会の結果を踏まえて議論した結果、最終採択を諮ることに合意した。 （結論） 最終採択された。
食品表示における食品情報の提供のためのテクノロジーの使用に関するガイドライン案（ステップ 8）	技術革新を利用した食品表示に関するガイドラインを提供するもの。第 44 回総会で新規作業承認（ステップ 1）。第 47 回 CCFL では、本ガイドラインを独立した文書として作成すること、タイトルに食品表示に関する情報の提供であることを明確化するための追記を行うこと等に合意し、第 46 回総会で予備採択された（ステップ 5）。

	第 48 回 CCFL では、テクノロジーを利用して食品情報が提供される場合の原則等の残りの論点について議論した結果、最終採択を諮ることに合意した。 (結論) 最終採択された。 ロシアは、セクション 7.10 (「テクノロジーを使用して消費者に食品情報を提供する際に適用される原則」第 10 項) に関連して、技術を使用して消費者に情報を提供する場合は、常に書面で提供する必要がある、音声の使用は表示の基本原則に反し、混乱を招くとの意見を表明した。CCFL のホスト国 (カナダ) は、第 48 回 CCFL での広範囲にわたる議論を経て声の使用を含めることで合意が得られていることを説明した。
予備採択	
包装食品の表示に関するコーデックス一般規格 (GSLPF) (CXS 1-1985) の附属書：予防的アレルギー表示 (PAL) ガイドライン (ステップ 5)	第 47 回 CCFL では、GSLPF の補足的な文書とすること、分析手法とサンプリングについては、CCMAS に対し、食品中のアレルギーを誘発するタンパク質を測定するためのサンプリングを含む分析方法とその検証に関する手引きを示すよう要請することに合意した。CCMAS では検討継続中。 第 48 回 CCFL では、一般原則については、分析法がないことやリスク評価を行う小規模事業者の負担等の懸念が挙げられたが、目的、範囲、定義、PAL の提示については概ね合意に至ったことから、予備採択を諮ることに合意した。また、執行委員会に作業完了期限を 2026 年に延長することを要請することになった。 (結論) 予備採択された。また、作業完了期限を 2026 年に延長するという執行委員会からの勧告を承認し

	た。
新規作業提案	
緊急事態における食品表示規定の適用（ステップ 1）	第 46 回部会で、米国から、COVID-19 パンデミック下において得られた知見を踏まえて「非常時における食品表示除外」に関する討議文書を用意する旨申し出があった。第 47 回 CCFL と第 48 回 CCFL での議論の結果、政府が緊急事態における食品表示措置の開発と適用を検討するのを支援するためのハイレベルのガイダンス（原則と規準）を提供する作業を開始することに合意した。 （結論） 承認された。 ・ サウジアラビアは、COVID-19 パンデミックを柔軟性が必要であった例として挙げつつ、支持を表明した。EWG 議長国の米国は、緊急事態の際に安全な食品の供給を確保するために国家の管轄当局による決定を可能にするというガイダンスの目的を説明した。
情報及び検討事項	
個別食品規格の表示条項の承認	第 47 回 CCFL で魚油規格、ルロ（ナランジラ）LAC 地域規格、ターメリック規格、サフラン規格（8.3.1 原産国）の表示条項を承認した旨総会に通知するもの。 サフラン規格の表示条項は、第 47 回 CCFL から CCSCH に、原産国（8.3.1）と収穫国（8.3.2）の規定の再考、原産国と収穫国の区別の明確化と収穫国を義務表示とすべき理由、収穫国の表示が偽装防止にどれだけ寄与するのか根拠を示すことを求めている。第 7 回 CCSCH からの回答を踏まえて議論した結果、8.3.1（原産国の義務表示）は承認したが、8.3.2（収穫国の義務表示）は意見がわかれ、コンセンサスに至らなかった。第 48 回 CCFL は、執行委員会と総会に検討を依頼することになった。執行委員会は、スパイスの食品表示における収穫

	国の使用に関する可能性のある解決策を模索するための CL の発行、CL の回答を踏まえて、第 49 回 CCFL に助言するための EWG の設置等を勧告した。 サフラン規格の表示条項については、議題 6 で議論されることとなった。
--	--

議題 5. 新規作業提案

(各部会の新規作業提案の審議内容の詳細は議題 4 に記載する。)

新規作業提案に関連する一般的な議論

第 47 回総会で検討される新規作業提案一覧が紹介された。第 87 回執行委員会において議論された、新規作業提案に関連する問題等の結果について、加盟国から以下の意見が示された。

- ・ 新規作業提案の多さは、コーデックスが健全に、加盟国のニーズに迅速に対応していることを反映しているが、新規作業に伴う作業量とそれに伴う EWG の数の増加が懸念される。部会は引き続き作業の優先順位付けを活用し、あるいは新たに設定し、効率的な作業管理を確保することが重要。(米国)
- ・ 新規作業提案の優先順位付けについてさらに検討し、作業負荷が管理可能な範囲に保たれるようにすることが重要である。(EU、米国の発言を支持して)
- ・ 優先順位付けと作業管理は増加する規格の需要に持続可能に対応する上で重要(ウガンダ、米国の発言を支持して)
- ・ 優先順位付けの仕組みは、加盟国のニーズを最優先にし、ニーズと作業負荷のバランスを取ることが必要である。(エクアドル、チリ、米国の発言を支持して)
- ・ 新規作業提案が、グローバルな健康の文脈において有用であることを確保することが重要である。(オブザーバーの IBFAN (乳児用食品国際行動ネットワーク))

コーデックス事務局から、新規作業提案一覧は、新規作業の全体像を共有し、作業を最適に管理する方法についての考慮を促すことを目的としている、第 87 回執行委員会で議論が行われたように、作業管理と優先順位付けの実践を部会に引き続き促すことが重要とのコメントがあった。

雑穀のグループ規格の策定作業

(経緯)

第 46 回総会において、インドから、本年（提案時点）は国際雑穀年であり、栄養価

の高い穀物として重要性が高まっているとして、雑穀のグループ規格の策定作業が提案された。ヒエ、キビ類が対象。議論の結果、コーデックス事務局が提案の完全性を評価した後、回付文書（CL）により加盟国・オブザーバーへの意見照会を行い、執行委員会のクリティカルレビューを経て、第 47 回総会で検討されることになった。

第 87 回執行委員会は、今次総会に新規作業提案の承認を勧告した。また、CCCPL を再開し、**working by correspondence** で作業を行うこと、必要に応じて EWG やバーチャル会合を活用する柔軟性を持たせることもあわせて勧告した。さらに、提案国のインドに対し、雑穀の既存の規格を考慮した上で、すべての雑穀を対象とするグループ規格を策定するよう作業範囲を精査し、総会に提案の改訂版を提出するよう要請した。

執行委員会の勧告を受けて、今次総会にインドから改訂提案が提出された。改訂提案では、既存のパールミレットの規格（CXS 169-1989）とソルガムの規格（CXS 172-1989）が組み込まれ、また、作業範囲は小麦粉等の加工品は除外し、食用を目的とした雑穀のグループ規格に焦点を当てることが明確化された。

（議論）

アジア、アフリカ地域の国々をはじめとする多くの加盟国・地域が、雑穀（全粒）のグループ規格の策定を支持した。CCCPL のホスト国である米国も、CCCPL を再開して **working by correspondence** で作業を進めることを支持した。また、グループ規格を策定するために EWG を設置し、これは CCCPL にとって初めての穀物のグループ規格となるため、EWG は最初に雑穀（全粒）の特徴や物理的なパラメータの定義に力を入れるべきと提案した。

議長は、この規格が CCCPL にとって初めてのグループ規格であるため、まずアプローチを策定するための予備作業が必要であると指摘した。

（結論）

総会は以下の結論に合意した。

- ・ 部会から提出されたすべての新規作業提案を承認した。新しい個別食品規格の開発作業の初期段階から食品安全の考慮を組込むことの重要性を確認した。
- ・ 穀物（全粒）のグループ規格の開発に関する新規作業提案を承認した。
- ・ CCCPL を **working by correspondence** により再開し、必要に応じて EWG やバーチャルツールを用いて作業を行う柔軟性を備える。
- ・ 新規作業提案と評価対象化合物の優先順位付けに関し、CL に定められた期限内に回答するよう加盟国に奨励した。
- ・ 多数の新規作業提案の管理に関連する加盟国の課題を認識した。部会に対し、効果的な優先順位付けメカニズムを引き続き適用するよう奨励した。

議題 6. コーデックス部会から総会への付託事項

(CCMAS から総会による検討・助言が求められている事項「穀類・豆類の規格に関する灰化温度の決定」は議題 4.6 に記載する。)

フルーツジュース及びネクターに関する一般規格 (CXS 247-2005) の修正提案

(経緯)

第 45 回総会に、ブラジルから、グレープジュースの最低 Brix 値に関し、現行の規格では、グレープジュースは、*Vitis Vinifera* L. or hybrids thereof (ヨーロッパブドウ) または *Vitis Labrusca* or hybrids thereof (アメリカブドウ) が同じ最低 Brix 値 (16.0) となっているが、両者は糖度が全く異なり、一般的にアメリカブドウ由来のジュースはこれを下回る結果が示されているため、アメリカブドウの Brix 値に 14.0 を適用する提案が提出された。(この規格は、現在は加工果実・野菜部会 (CCPFV) の管轄下にあるが、休会中のため、総会に提案されているもの。)

その後に行われた加盟国・オブザーバーへの意見照会において、反対意見が出されたことから、第 46 回総会では、ブラジルから、ブドウの品種毎に最低 Brix 値を設定するのではなく、最低 Brix 値は 16.0 としつつ、注釈をつけて、アメリカブドウの Brix 値に 14.0 を許容する案が提案された。しかし、単なる簡易な修正 (amendment) の性質を超えており、総会で決定する前に、技術的な議論を行う場を設けるべき等の反対意見が出たため、議論の結果、総会の下にブラジルを議長とする EWG を設置して、議論することになった。

EWG では、第 46 回総会で示された提案に引き続き反対意見が出されたため、合意に至らなかった。しかし、提案に対する科学的根拠に基づく反対意見や代替策が示されなかったことから、EWG 議長 (ブラジル) からは、第 47 回総会においてコーデックスのコアバリュー (包摂性、協調性、コンセンサス形成、透明性) と戦略目標 (加盟国のニーズを踏まえて現在及び新興の課題に取り組む) に基づき、第 46 回総会で示された案を採択に諮ることが提案された。

(議論)

第 87 回執行委員会からの合意形成への奨励を受けて、フルーツジュース及びネクターに関する一般規格 (CXS 247-2005) における、グレープジュースの最低 Brix 値に関する注釈について、EU は他の加盟国とともに作成した改訂文案を提案した。これは、輸入国の国内法の適用への一致、特定の気候条件下で生産されたジュースの Brix 値の変動性等に配慮したものであり、EWG 議長国のブラジルをはじめ、多くの国が EU の提案を支持した。

(結論)

フルーツジュース及びネクターに関する一般規格 (CXS 247-2005) において、国内デ

ータに裏付けされた特定の気候条件下等において、*Vitis Labrusca* or hybrids thereof（アメリカブドウ）由来のグレープジュースの最低 Brix 値を 14 として許容する EU 提案の改訂文案を注釈として追記することに合意した。

CCFL からの付託事項

サフラン規格の表示条項の検討

（議論）

米国、カナダ等の消費国及びイラン、マダガスカル等の生産国等の多くが、第 87 回執行委員会からの勧告を支持したため、EWG の TOR 及び議長国について検討することとなった。

TOR については、特に取り扱う範囲（特定のスパイスのみか、スパイス全般か、あるいは料理用ハーブを含むか）と収穫国の定義の策定について議論された。

インド等の一部の国は、規格が策定済み又は策定中であり高価なスパイスであるサフラン及びバニラに対象を絞るべきとの意見を表明した。一方、米国、アルゼンチン、エジプト等の国は、全てのスパイスを取り扱うべきとの意見を表明した。これを踏まえ、議長は、範囲を「サフランやバニラを含むスパイス」と記載する提案をし、多くの国が支持した。日本は、第 87 回執行委員会が“horizontal（水平的な）”アプローチが有用であると合意していることを理由に、この提案を支持する意見を表明した。

スーダン、マダガスカル、エジプト、イラン等は、EWG で収穫国の定義を明確にするような TOR を求めたが、米国、カナダ等は、定義の決定は EWG や部会のマンドートを超えるため、TOR に含めるべきではないと主張した。議長は、「収穫地の定義の選択肢をレビューし、原産地との違いを検討する」との記載を提案し、今次総会はこれに合意した。

議長は、EWG の議長国について、生産国（CCSCH）寄りの国と消費国（CCFL）寄りの国との合同議長国（joint-chair）を設置することを提案した。カナダは、議長の提案を支持し、消費国寄りの合同議長国又は共同議長国を務める意思を表明した。インド及びイランは、生産国寄りの合同議長国を務める希望を表明し、マダガスカルは合同議長国又は共同議長国を務める意思を表明した。協議の結果、イラン及びカナダを合同議長国、インド及びマダガスカルを共同議長国とすることで合意した。言語は、モロッコやマダガスカルからの要望を受けて、英語及びフランス語で作業することで合意した。

今次総会は、この作業のタイムラインが重要であることに留意し、2025 年 10 月開催の第 8 回 CCSCH と 2026 年 5 月開催の第 49 回 CCFL による検討のために、2025 年半ばを CL への回答期限とし、CCFL からの勧告を第 49 回総会（2026 年 7 月）で検討することに合意した。

（結論）

今次総会は、以下の事項に合意した。

- i. 加盟国及びオブザーバーに CL を発行するようコーデックス事務局に要請し、スパイスの食品表示における収穫国の使用に関する解決策案を求めること。
- ii. イラン及びカナダが合同議長国、インド及びマダガスカルが共同議長国を務め、英語及びフランス語で作業する、以下を TOR とする EWG を設置する（これを CCFL に報告する）。
 - CL へのコメント及び CCSCH、CCFL、今次総会での議論から収集した情報を検討し、次の事項を実施する。
 - ・ サフランやバニラを含むスパイスの食品表示における原産国の義務表示に加えて収穫国を使用することに関する加盟国の見解を考慮し、選択肢案を提示する。
 - ・ 収穫国の定義の選択肢をレビューし、原産国との違いを検討する。
 - ・ 表示規定の適用について説明が必要かどうかを検討する。
 - 第 49 回 CCFL の検討のために報告書を作成する。
- iii. 第 8 回 CCSCH にも、CL への回答を検討し、第 49 回 CCFL に対して見解を示すよう要請する。
- iv. 加盟国に対し、EWG、第 8 回 CCSCH、第 49 回 CCFL での議論が、全ての関連する利害関係者の情報に基づいて行われるよう強く奨励する。
- v. 第 49 回 CCFL に、スパイスの食品表示における収穫国の使用に関する問題を検討し、加盟国が表明した懸念を考慮した選択肢を提案するよう要請する。

サフラン規格の公表

(議論)

今次総会は、執行委員会が規格の公表についていかなる勧告も行っていないことに留意し、以下の提案を検討した。

- 第 8 章（表示）を含めて又は含めずに規格を公表する、若しくは第 8.3 章（原産国及び収穫国）又は第 8.3.2 章（収穫国）を除く第 8 章（表示）を含めて公表する。
- 規格を公表せず、上記で合意したプロセスの結果を待つ。

イランは、公正な取引と消費者保護の観点から規格の公表を強く主張し、エジプト、インド、米国、カナダ等が支持した。EU は、コーデックスの手続きに則っていないとの見解から公表に反対し、モロッコ及びリビアが支持した。公表を支持する国と支持しない国とでの協議の結果を受けて、EU は、第 8 章（表示）を全て除いて公表することを提案した。コーデックス事務局は、表示規定を一切付けずに規格を公表することは、GSLPF への参照もなくなるため、コーデックス手続きマニュアルの第 2 章『コーデックス規格の策定』の『個別食品規格の形式』に反し、規格が不完全になることを意味する、また、第 8.3 章に「策定予定」という注記を付けて規格を公表することは、解決策の 1 つではあるが、コーデックスが従うべき良い慣行にはならないと説明した。

EU をはじめ多くの国は、第 8.3 章に「策定予定」と注記して規格を公表することを支

持したが、コスタリカ、南アフリカ及びガンビアは、良い慣行にはならないというコーデックス事務局の見解を支持し、また、不完全な規格の公表を意味することから、第 8.3 章に「策定予定」と注記して規格を公表することへの留保を表明した。

コーデックス事務局は、第 49 回 CCFL の結果を受けて原産国・収穫国が規格に直接組み込まれるかという点について、追加の表示規定を扱うには、新規作業提案の手続きに従って規格改訂の提案が必要になると説明した。

(結論)

今次総会は、サフラン規格が、第 8.3 章（原産国及び収穫国）に「策定予定」を注記して公表されることに合意（コスタリカ、南アフリカ及びガンビアは留保）し、第 49 回総会が第 49 回 CCFL から受け取った助言を踏まえて、定められた手続きに沿ってこの問題を再検討する可能性があることに留意した。

議題 7. コーデックス規格と関連文書の修正（コーデックス事務局による提案）

(概要)

コーデックス事務局から、複数のコーデックス規格・文書中の修正 (editorial amendment) が提案された。

- ・ 様々な文書の誤記等の修正
- ・ GSFA : ①注釈 475 に誤って含まれている二リン酸カリウム(INS 450(iv))の削除、②GSFA の表 3 中の”CS 262-2006”に関する注釈に誤りがあるため、正しく”CS 262-2006 (for use in cheese mass only)”に修正
- ・ 適正動物飼養実施規範 (CXC 54-2004) : ①脚注 5 の CCFL への言及は、CCFL は飼料の表示に関するガイダンスを策定していないため削除。②脚注 12 の「農業生産工程管理 (GAP) の定義に関するガイドラインは FAO において作成中」について、当該ガイドラインは本実施規範の策定当時は作成中だったが、2003 年に既に作成されているため削除し、代わりに GAP の定義として、「農場での生産と生産後のプロセスにおける環境、経済、社会の持続可能性に対処するために利用可能な知識を適用し、安全で高品質の食品及び非食品農産物を生み出すこと」と定義されているため、この文言に修正することが提案されていた。しかし、その後、コーデックス事務局による提案文書が差し替えられ、FAO は GAP に関する特定の 1 つのガイドラインを持つのではなく、さまざまな商品に関連する複数のガイドラインを持っているため、脚注 12 を削除することが提案された。

(議論)

適正動物飼養実施規範 (CXC 54-2004) について、カナダは、脚注 5 が時代遅れであることは認識するものの、脚注 5 を削除すると、現代のバイオテクノロジーによって得られる飼料が、飼料に適用される基本的な表示規定から意図せず除外される可能性があり、

削除又は修正することは修辭上の修正の範疇を超えているとして、脚注 5 の削除を支持しなかった。脚注 5 は、CXC 54-2004 の将来のレビューの一環として議論される可能性があるとの意見を表明した。

今次総会は、脚注 5 を保持することで合意した。

(結論)

今次総会は、編集の一貫性と正確性を向上させるために コーデックス事務局から提案された様々なコーデックス規格・文書の修辭上の修正を歓迎し、留意した。

また、以下のコーデックス規格の修正を承認した。

- ・ GSFA における、上記 2 つの修辭上の修正
- ・ 適正動物飼養実施規範 (CXC 54-2004) における、脚注 12 の削除及び CCRVDF によって承認された脚注 9 の修正 (議題 4.12 参照)

議題 8. コーデックスの予算及び財政に関する事項

(経緯)

コーデックスの予算及び財政に関して、第 85 回執行委員会 (2023 年 11 月) では、2022-2023 年の支出が当初予算を上回り、FAO から補填を受けたこと、2024-2025 年に予算の増額がないこと等から、支出内容をより精査する必要性や優先的に配分する分野の特定等について議論になった。第 46 回総会でも多くの国から懸念が表明され、コーデックス事務局に、支出内容をより深く理解し、将来のニーズと優先事項を特定するため、2022-2023 年の支出と 2024-2025 年の予算案の内訳に関するより詳細な情報を要請した。

第 86 回執行委員会では、コーデックス事務局から、FAO の会計システムに基づく可能な限りの追加情報が中間報告として示された。また、会議開催費用についてホスト国から提供された情報も共有された。多くのメンバーが、追加情報に感謝を表明しながらも、更なる情報の必要性や活動の精査を要望した。議論の結果、コーデックス事務局に対し、2024-2025 年の予算に関連づけし、資金源を詳述した作業計画を含めた予算と財政に関する文書を第 87 回執行委員会に用意するよう要請した。

第 87 回執行委員会及び今次総会に示された文書では、2024-2025 年の予算と活動計画の詳細に加え、コーデックスの数値基準に関連するデータベースの更新と新しいシステムの開発、コーデックス規格の使用と影響のモニタリング作業、コーデックス文書の翻訳のバックログの解消、休会中の部会の再開やタスクフォースを設置する場合の追加スタッフ、コーデックス文書の FAO 知識リポジトリへの統合については、十分に予算化されておらず、追加コストが必要とされていた。

第 87 回執行委員会では、活動の優先順位を検討するためにさらに詳細な活動毎の支出に関する情報提供を求める意見や、コスト削減の観点で執行委員会と総会の開催をジュネーブよりもローマで増やすことを提案する意見が出された。また、翻訳業務の外注への柔軟性等について、コーデックス事務局への検討を求める意見が出された。議論の結

果、FAO 及び WHO への追加予算の要請、財務の透明性とリソースの優先順位付けの重要性、FAO 及び WHO の事務局長に対する公平な資金調達の検討の推奨、経済的な通訳及び翻訳の提供の検討、活動別のコスト内訳の提供等に関する総会への勧告に合意した。

今次総会では、第 87 回執行委員会での検討結果を踏まえて、議論された。

（議論）

コーデックス事務局から、2022-2023 年の予算と支出、2024-2025 年の予算案について、プログラムや活動ごとの費用内訳を示し、支出分野の理解を深め、将来のニーズや優先事項を特定するための情報を提供したこと、また、コーデックス作業プログラムに現在含まれていない、または十分に予算が割り当てられていない重要な分野に対する追加予算の必要性について言及があった。

日本を含む多くの加盟国がコーデックス事務局から提供された詳細な情報への感謝を表明し、第 87 回執行委員会の勧告を支持した。また、日本、韓国、シンガポールに対し、コーデックス活動のための予算外の支援に感謝が表明された。その他、総会前の執行委員会の活動別の費用内訳の提供の要請、コーデックスの作業を進めるために対応するための追加的かつ持続可能な資金の必要性、リソースの効率的な使用の重要性、FAO と WHO によるコーデックスの活動への公平な資金提供の重要性に関する意見があった。

（結論）

総会は以下の結論に合意した。

- ・ 2022-2023 年の最終的なコーデックス予算報告、2024-2025 年の予算案、及び追加予算要求を確認した。
- ・ 日本、韓国、シンガポールからの予算外の貢献を認識した。
- ・ コーデックスの作業プログラムを支援するために、財政の透明性を維持し、リソースの優先順位付けと再分配を改善する必要性を確認した。
- ・ コーデックスの重要な作業に対応するため、追加的かつ持続可能な資金の必要性を認識した。
- ・ 加盟国に対し、FAO 理事会と WHO 運営機関において、非継続的な追加予算として 210 万 USD の特別配分を、継続的な予算としてコーデックス事務局予算の 200 万 USD の増額を提案するよう奨励した。
- ・ FAO 及び WHO の事務局長に対し、FAO/WHO 合同食品規格計画の性質に沿って、コーデックスへのより公平な資金提供の機会を共同で探るよう推奨した。
- ・ コーデックス事務局に対し、通訳・翻訳サービスは、革新的な方法を用いることにより、より経済的に提供することが可能か検討するよう要請した。
- ・ コーデックス事務局に対し、総会開催前の執行委員会に、活動別の費用内訳を毎年提供するよう要請した。

議題 9. 地域調整部会からの報告

(議論)

第 33 回ヨーロッパ地域調整部会 (CCEURO) (2024 年 5 月) 及び第 23 回ラテンアメリカ・カリブ海地域調整部会 (CCLAC) (2024 年 7 月) における地域規格の採択及び今後の活動等について、各部会の議長から報告された。注目すべき点は以下のとおり。

(CCEURO)

- ・ 第 33 回会合では食品安全とコーデックス作業におけるワンヘルスアプローチと食品システムの持続可能性の関連性が議論された。
- ・ 今後、持続可能性を考慮した食事ガイドラインの作成に取り組むことに合意した。ガイドライン策定のため、情報交換と現在の知見の交換を行うこととしている。また、この作業は WHO と FAO の支援を受ける予定である。
- ・ AMR に対する最近の対策について情報交換を行った。2024 年 9 月の国連総会においてもその重要性が強調され、コーデックス文書が食品及び農業セクターにおける AMR の蔓延を管理するための基礎として認識された。

(CCLAC)

- ・ 第 23 回会合における基調講演「食品中の汚染物質の予防と低減」では、地域加盟国がこのテーマの重要性を認識し、また、コーデックスのリスク分析原則を適用することの重要性を指摘した。この分野における FAO と全米保健機構 (PAHO) /WHO の継続的な取り組みに留意し、加盟国に対し、この問題に関して FAO、PAHO/WHO 及び関連するコーデックス部会と引き続き連携するよう奨励した。
- ・ CCLAC ではフランス語を地域の公用語として追加することについても議論をした。CCLAC 設立時はフランス語圏の加盟国はいなかったが、その後フランス語を使用する加盟国が加わり、地域全ての加盟国の参加を促進するため、エクアドルが米州農業協力研究所 (IICA) の支援を受け、フランス語、スペイン語、英語の通訳を提供した。事務局からの追加予算に関する説明を考慮し、CCLAC において必要なリソースが利用可能であれば、第 24 回 CCLAC の言語としてフランス語を試験的に追加することに合意をした。
- ・ ルロ (ナランジラ) の地域規格の食品添加物条項を CCFA に承認してもらうという目標についても議論をした。
- ・ 加盟国は任期が終了する地域調整国であるエクアドルに対し、COVID-19 の困難な時期での多大な貢献と柔軟な対応に改めて感謝を示すとともに、フランス語の追加を検討することについて歓迎した。

議題 10. コーデックス戦略計画 2020-2025 - 実施報告 2022-2023

コーデックス事務局から、コーデックス戦略計画 2020-2025 の 2022-2023 の実施状況

について報告された。主なものは以下のとおり。

- ・ コーデックス戦略計画 2020-2025 の改善されたモニタリングフレームワークに基づき、2022-2023 年の実施状況を評価した。
- ・ 現行のモニタリングフレームワークは、戦略計画に含まれるいくつかの指標を測定することになっているが、これは各国におけるコーデックス文書の使用及び影響に関する調査に寄るところが大きい。この調査は追加的な資金援助によってまかなわれている。
- ・ 2020 年から 2021 年の 2 年間は COVID-19 パンデミックの影響により異例の対応になったが、2022 年から 2023 年の 2 年間は活動がパンデミック前の水準に戻り、ほとんどの指標でパフォーマンスが良好であることが示された。
- ・ モニタリングフレームワークの実施から得た教訓は、戦略計画 2026-2031 のモニタリングにも有用である。
- ・ 年次調査、ケーススタディ、WTO との協力など、コーデックス文書の使用及び影響をモニタリングするメカニズムの構築が進行中。2024 年の調査に参加した加盟国に感謝。

また、議長は、第 87 回執行委員会の勧告（低中所得国におけるコーデックス文書の重要性、継続的な資金の確保、CTF プロジェクトの結果のモニタリング、効率的で低予算のサーベイランスの検討、定量的な指標の必要性等）を紹介した。

議論では、コーデックス文書の使用に関する好事例として、穀類中のかび毒汚染の防止及び低減に関する実施規範（CXC 51-2003）の適用に関するケーススタディが紹介された（ブラジル）。

コーデックス事務局の通常プログラム予算において、モニタリングのための資金が不足していることへの懸念が示されるとともに、WTO の衛生植物検疫措置（SPS）事務局や貿易の技術的障害（TBT）事務局と協力して、モニタリングに関する情報収集を改善することの重要性が強調された（EU）。また、会議文書のタイムリーな提供については課題が残ることが指摘された（ケニア）。さらに、特に途上国での活用推進のため、将来のコーデックス文書の使用に関する調査の対象について、地域規格を含めてはどうか提案があった（ウガンダ）。

（結論）

コーデックス戦略計画 2020-2025 の残りの実施期間は、注視すべき分野についての情報、コメント及びフィードバックに留意し対応する。SMART 指標²²を導入した次期戦略計画 2026-2031 のためのモニタリングフレームワークの草案を適時に提出することの重

²² Specific（具体性）、Measurable（測定可能）、Achievable（達成可能）、Relevant（関連性）、Time-based（期限）のある指標

要性が改めて確認された。

議題 11. コーデックス戦略計画 2026-2031

(経緯)

次期戦略計画の準備作業は第 84 回執行委員会（2023 年 7 月）に開始され、加盟国の関与とオーナーシップを確保しつつ、2026 年 1 月 1 日までに、次期戦略計画、モニタリングフレームワーク、実施作業計画を策定することに合意している。

第 85 回執行委員会（2023 年 11 月）では、パート 1（ビジョン、ミッション、コアバリュー、序文、変化の推進力、コーデックスの役割、コーデックスの作業方法のハイレベルな説明）の一次案に合意した。その後、回付文書や総会議長・副議長と各地域との非公式協議により意見照会の機会が設けられた。

第 86 回執行委員会では、意見照会を踏まえ、パート 1 について引き続き議論したが、様々な意見が出されたことから、作業をいったん中断することになった。パート 2（戦略目標と成果）に関する議論では、序文、3 つの戦略目標と 1 つの機能目標、さらにそれぞれの成果が作成された。これらは加盟国とオブザーバーに CL を通じて意見照会されることになった。また、第 87 回執行委員会の前日にワークショップを開催し、提出された意見を踏まえて最終案を作成することになった。

第 87 回執行委員会では、パート 1 の議論が再開され、スクエアブラケットの箇所を中心に議論が行われた。「変化の推進力」の章に「生物多様性の損失」を含めるかどうかについては引き続き意見がわかれ、代替案も検討されたが、最終的にはメンバー間で歩み寄り、このパラグラフは最初の文”The environment in which Codex operates continues to evolve”のみ残し、削除されることになった。その他のスクエアブラケットにも合意が得られた。「コーデックスの作業方法のハイレベルな説明」の章はパート 2 との重複があるため、削除されることになった。

パート 2 部分は、第 87 回執行委員会前日に開催されたワークショップと、執行委員会の 1 日目及び 2 日目の昼休憩中に議論され、最終的に以下の案に合意された。

(序文)

コーデックス委員会は、コーデックスの目的の範囲内で、以下の戦略目標の達成に向けて取り組むことにコミットする。

(戦略目標) ※それぞれの目標の成果も作成されている

- ・ 戦略目標 1: 科学に基づく規格及び関連文書を開発することにより、変化する世界情勢において消費者の健康を保護し、公正な食品貿易を確保するという加盟国のニーズに応える
- ・ 戦略目標 2: 規格及び関連文書の効果的及び効率的な開発をサポートするコーデックス作業管理システムを強化する
- ・ 戦略目標 3: 関連する国際機関との関係を強化し、地球規模の課題に対処するため

の調和したアプローチを推進する

- ・ 戦略目標 4: 規格の認知度と利用を高めることによりコーデックスの影響を最大化する

第 87 回執行委員会は、総会に次期戦略計画案（ビジョン、ミッション、コアバリュー、序文、変化の推進力、コーデックスの役割、戦略目標と成果）の採択を勧告した。モニタリングフレームワークについては、当初の計画では第 87 回執行委員会で次期戦略計画とあわせて検討されることになっていたが、合意された戦略目標と成果に基づき開発され、第 88 回執行委員会で議論されることになった。

（議論）

今次総会では、議論の冒頭、議長及び副議長（ケニア）から、第 84 回執行委員会から開始された次期戦略計画の策定プロセスについて、加盟国とオブザーバーへの意見照会や非公式な地域別協議等が行われたことも含めて紹介された。

日本を含む多くの加盟国が、戦略計画案の策定に尽力した議長、副議長、執行委員会及びコーデックス事務局に感謝を表明し、第 87 回執行委員会の勧告と最終案の採択を支持した。モニタリングフレームワークの作成について、複数の加盟国（サウジアラビア、スーダン、ザンビア、カナダ等）から、戦略目標と成果に対する進捗を測定するため、SMART 主要業績評価指標（KPI）を導入した明確なモニタリングフレームワークが必要との意見が出された。ロシアは、執行委員会の勧告を支持しつつも、執行委員会の戦略目標 4 の成果の一つに統合的なアプローチの例として「ワンヘルス」に言及されていることについて、これは学際的なアプローチであり、コーデックスが主導的な役割を果たすべきではなく、他の国際機関の任務との重複を招く可能性があり、特定のアプローチを記載すべきではないとして、懸念を表明した。

（結論）

総会は以下の結論に合意した。

- ・ コーデックス戦略計画 2026-2031 の策定に関し、正式・非公式な意見提出の機会も含めて、これまでの作業を確認した。
- ・ コーデックス戦略計画 2026-2031 案を採択した。
- ・ コーデックス事務局は第 88 回執行委員会にモニタリングフレームワークを提示する。改訂版への意見照会を加盟国及びオブザーバーに CL を通じて行った後、第 48 回総会で最終版の承認を諮る。

議題 12. FAO 及び WHO から提起された事項

FAO と WHO から、コーデックスに関連する最近の活動について、作業文書に記載さ

れた情報に基づき紹介された。FAO からは、総会期間中に出版されたばかりの、食品包装容器に使用される新しい包装材料の安全性に関する課題について、FAO と業界の専門家が共同でまとめた最近の出版物も紹介された。

議長から、第 87 回執行委員会では、FAO と WHO のコーデックス規格策定作業の貢献への感謝、FAO と WHO による科学的助言機関の重要性の認識、物理的及びバーチャルな方法で実施される能力構築と啓発イベントの継続の有益性の認識、FAO によるコーデックスの科学的助言プログラムへの持続可能な資金提供の推奨、WHO 事務局長に対するコーデックスの科学的助言提供のための持続可能な追加の資金確保の推奨が結論に含まれたとの説明があった。

議論では、多くの加盟国が FAO と WHO の貢献に感謝し、科学的助言プログラムと能力開発活動の重要性を強調するとともに、第 87 回執行委員会の提案を支持し、FAO と WHO による科学的助言の提供に対する持続可能な資金確保の重要性に言及した。主な発言は以下のとおり。

- ・ 日本は、FAO と WHO による科学的助言プログラムの提供に感謝を表明し、その継続の重要性について述べた。また、2024 年 9 月に FAO アジア太平洋地域事務所と共同で東京において開催した、コーデックスの新規作業提案の策定に焦点をあてたワークショップについて触れ、新規作業提案に関する能力開発活動の必要性を強調した。
- ・ シンガポールは、細胞培養食品に関する新規作業提案について、「細胞培養食品の製造に使用される細胞培養培地成分の食品安全性評価の実施に関するガイドライン」を CCFA へ、「細胞培養食品の製造に関する衛生実施規範」を CCFH へ、それぞれ提出予定であること、中国と共同で提案準備を進めていることを情報共有し、関心国に議論への参加を呼びかけた。中国からも加盟国に対し議論への参加を呼びかける発言があった。韓国も作業への支持を表明した。オブザーバーの IBFAN は、細胞培養による母乳が実際の母乳とミスリードされる可能性について懸念を示し、マーケティング規制の必要性を強調した。
- ・ インドネシアは、工業的に生成された TFA 削減に関する WHO の取組に関連し、CCFO の新規作業（トランス脂肪酸（TFA）摂取の削減に関する既存の油脂規格の改訂作業）によるコーデックスのイニシアティブに感謝を表明した。一方、熱帯油であるパーム油の主要な生産・消費国として、熱帯油は公共の場でネガティブなイメージを持たれることがあり、ネガティブな影響を避けるために熱帯油の正確な定義を策定する重要性を指摘し、WHO のガイドライン作成に懸念を示した。また、ガイドラインが包摂的かつ代表的であり、全ての利害関係者の利益を考慮したものとなるよう、関係国の専門家を関与させることを提案した。マレーシアからも同旨の発言があった。WHO から、ガイドライン策定は WHO の定めた手順に厳格に従い、透明かつ客観的に行われている、専門家は公募で選ばれ、熱帯油生産国の応募者も考慮されている、ガイドライ

ン策定の過程は、オブザーバー参加や公開協議を通じて、多様な意見が反映されることが確保されている、WHO 専門家グループのオブザーバー参加者の指名について、関心国と議論する用意がある旨コメントがあった。

- アイルランドは、アグリフードシステムにおける環境阻害剤の使用に関する食品安全への影響についての FAO の作業を歓迎し、環境阻害剤の食品の安全性や規制面への影響に関する貴重な情報を提供するものであり、議論を進めるための良い基盤を築いたと述べた。また、この取組の継続的な活動に対し強い支持を表明した。ニュージーランドも環境阻害剤の取組を支持した。
- マレーシア、ザンビア、セネガルは、コーデックス基準の策定のためのデータ生成と専門家の能力開発支援を強化する必要性を指摘した。
- エリトリアは、世界食品安全の日の祝賀イベントに向けて、FAO と WHO が提供する資料の重要性を強調し、資料が早めに提供されるように要請した。

(結論)

総会は以下の結論に合意した。

- ・ FAO と WHO に対し、食品安全と栄養の国際的な向上に向けた包括的な報告書と支援に感謝。
- ・ 日本の WHO への継続的な追加の予算拠出に感謝。
- ・ コーデックスの活動を支える FAO/WHO 合同科学的助言機関の重要性を再確認。
- ・ FAO がコーデックスの活動を支える科学的助言プログラムへの持続可能な資金提供を継続するよう推奨。
- ・ WHO 事務局長に対し、コーデックスへの科学的助言を提供するための持続可能な追加資金の確保を要請。
- ・ 物理的及びバーチャルな方法で実施される能力構築と啓発イベントの有益性を認識。また、関与を構築し続ける適切に組み合わせられた方法での継続を支持。

議題 13. 執行委員会のウェブ配信

(経緯)

これまでの執行委員会において、ヨーロッパのメンバーから執行委員会のウェブ配信に関する要請があった。第 46 回総会では、CCEURO からの報告の議題において、ヨーロッパの加盟国から検討が要請されたが、他の地域の加盟国からは慎重な意見が出された。議論の結果、コーデックス事務局は、FAO の他の同様の会議体における既存の慣行を考慮してこの問題についてさらに調査し、第 47 回総会に向けて文書を用意することになった。

(議論)

今次総会では、FAO 法務部門から、FAO 内の他の委員会の慣行を調査したところ、ウ

ウェブ配信が行われているのは公開の会議のプレナリーに限定されていること、コーデックス手続きマニュアルでは執行委員会の非公開または公開について明示しておらず、その役割、限定された構成員及び FAO の関連規則と慣行を考慮して非公開で開催されてきたことが説明された。さらに、執行委員会の音声録音は 2005 年から利用可能であり、ウェブ配信にともなう主な変更はリアルタイムに議論をフォローできるかどうかになることが指摘された。

執行委員会のウェブ配信を支持しない加盟国からの主な意見は以下のとおり。

- ・ 手続きマニュアルの規則 V で定義されているとおり、執行委員会は限定された構成員で構成される委員会であり、これに基づき、その会議は公開で開催されていない（米国、ケニア、フィジー、パナマ、メキシコ、カーボベルデ）、また、運営方法の変更には、手続きマニュアルの改訂も必要である（ブラジル）。
- ・ 地理的に選出された地域代表国と地域調整国は、コーデックス委員会の広範な利益を追究し、透明性の確保に貢献している（セネガル、エクアドル、ベニン、チリ、ウガンダ、オーストラリア、ガーナ、パラグアイ）。
- ・ ウェブ配信への変更は、地理的に選出された加盟国が、地域または国の利益を優先するように自国または組織から不当な圧力を受け、その役割を損なうこと（米国）、解決策に焦点を当てた素直で生産的な議論を躊躇させ、執行委員会の有効性を低下させる可能性がある（カナダ、ブラジル）。会議の非公開の性質を考慮して、地域代表国ごとに 2 人のアドバイザーに制限されているが、ウェブ配信への変更は、多数の外部アドバイザーを、電子的に参加可能とすることへの懸念がある（アルゼンチン）。
- ・ 執行委員会の報告書や音声録音など、現在の透明性のある協議プロセスで十分であり、FAO の規則や慣行と一致している（ナイジェリア、カナダ、セネガル）。執行委員会の報告書は、コーデックスの加盟国、オブザーバー及び一般の人々が利用でき、透明性を促進しながら、執行委員会に精通するための貴重な情報源となり得る（ウルグアイ、エジプト、ウガンダ、パラグアイ）。執行委員会の参加に当たっての教育ツール及び能力開発についても利用可能であり（カーボベルデ、アルゼンチン）、執行委員会の役割は、決定を下すのではなく、総会に対して助言を行うものである（ザンビア、エクアドル、ガンビア、エリトリア）。

執行委員会のウェブ配信を支持する加盟国からの主な意見は以下のとおり。

- ・ FAO の慣行に照らして、法的な支障がないのであれば、ウェブ配信により、透明性が向上し、他の加盟国は執行委員会の勧告をより深く理解することができ、各部会の議長もこれらの議論を聞くことができる（EU、ドイツ、ノルウェー、カザフスタン、ロシア）。
- ・ 通常、執行委員会は総会の前週に開催されるため、報告書は直前に公表され、準備

時間が不足している（EU、ドイツ、ノルウェー、オランダ）。

- ・ そもそも、執行委員会の構成員は全体の利益のために活動しているので、ウェブ配信を通じて執行委員会の議論が傍聴されても支障はない（ドイツ、ノルウェー）。
- ・ 執行委員会のウェブ傍聴は、加盟国のみに制限でき（EU、ドイツ、ロシア）、センシティブな問題に関する議論やインセッションの作業部会は、ウェブ配信なしで引き続き実施できる（EU）。
- ・ 執行委員会内への継続的な出席は、加盟国の多い地域にとっては困難であり、ウェブ配信はトレーニングと知識の伝達のための貴重な機会を提供する可能性がある（ノルウェー）。

コーデックス事務局は、過去数年間に一般公開されているすべてのコーデックス部会会合のウェブ配信を通じて、コーデックスの透明性とアクセス性の向上において大幅な進展があったとしつつも、その実施には相当なリソースの投入も必要であることを指摘し、執行委員会から総会までの時間的制約については、執行委員会は総会の直前に会合を開くことがコーデックス手続きマニュアルに規定されていることを説明した。

議長は、将来的には各部会で議論された事項と新しい作業提案の検討についてのクリティカルレビューの部分については、ウェビナー形式で加盟国が傍聴可能とするか、またどのように実施できるかを検討する可能性があるコメントした。

（結論）

FAO の法務部門及びコーデックス事務局からの情報提供に感謝し、現在の慣行の変更には合意しなかった（執行委員会はウェブ配信をしない）。

議題 14. 議長・副議長及び地域代表国（執行委員会メンバー）の選出及び地域調整国の任命

（概要）

コーデックス委員会の議長（1名）及び副議長（3名）は、総会の都度、選出され、2回まで（3期）再選可能。これまで議長及び副議長ともに3期務めたため、今次総会において新議長、副議長の選出が行われた。

1. 総会議長・副議長の選出

（1）議長

事前の立候補表明のとおり、現副議長の Allan Azegele 氏（ケニア）の1名のみが立候補した。このため、投票は実施されず、同氏が議長に選出された。

（2）副議長

事前の立候補表明のとおり、6名（カナダ、中国、サウジアラビア、エクアドル、トルコ、ヨルダン）が立候補したため、投票が実施され、中国、サウジアラビア、トルコの候補者が選出された。

(結論)

以下のとおり改選された。

議長：Allan Azgele 氏（ケニア）

副議長：Jing Tian 氏（中国）

Khalid Al Zahrani 氏（サウジアラビア）

Betül Vazgeçer 氏（トルコ）

2. 執行委員会メンバー（地域代表国）の選出

(概要及び結論)

執行委員会メンバーである地域代表国（Members elected on a geographical basis）は1期2年、1回再選可能で、全地域代表国が第46回総会で選出・再選されて任期途中（第48回総会まで）であり、今次総会での新議長・副議長の選出に伴う現地域代表国の辞任等は生じなかったが、南西太平洋地域代表国のバヌアツから、国内における責任の変化と自身が現在バヌアツ代表として負っている任務を鑑み、地域代表を辞任したいとの申し出があり、同地域からバヌアツの残りの任期（第48回総会までの1年間）を務める地域代表国を選出することになった。立候補は豪州の1ヶ国のみであり、投票は実施されず、コンセンサスにより豪州が選出された。

3. 地域調整国の任命

(概要)

地域調整国は、地域調整部会（RCC）において次期地域調整国が指名され、総会において任命される。任期は1期2～3年程度（次期RCC後の総会まで）、1回再選可能。

第33回CCEURO（2024年5月）においてドイツが再指名され、また、第23回CCLAC（2024年7月）において、エクアドルが2期目であることから、ウルグアイが新たな地域調整国に指名され、それぞれ今次総会において任命された。

アジア地域及び近東地域の調整国については、次期アジア地域調整部会（CCASIA）及び近東地域調整部会（CCNE）で指名される予定だったが、これまで調整国を務めていた中国とサウジアラビアの候補者が副議長に選出されたため、それぞれの残りの任期を務める新たな地域調整国が任命されることになった。

アジア地域調整国として中国から、アジア地域加盟国との協議の結果、日本を中国の残りの期間を務める地域調整国に指名することで合意があった旨説明があった。これを受けて、日本は調整国を受け入れる旨表明し、アジア地域調整国として任命された。

近東地域調整国については、エジプトとサウジアラビアから、近東地域加盟国との協議の結果、オマーンを指名することで合意があった旨説明があった。オマーンからこの説明のとおり調整国を受け入れる旨表明され、オマーンが近東地域調整国として任命された。

(結論)

- ・ CCASIA：日本（任期は、次期 CCASIA は 2025 年 9 月頃に予定されているため、2025 年 11 月に開催される第 48 回総会までの 1 年間の予定）
- ・ CCEURO：ドイツ（再選）
- ・ CCLAC：ウルグアイ
- ・ CCNE：オマーン

議題 15. コーデックス部会の議長を指名する国の指定

各部会について、それぞれの議長を指名する権限を有する国（ホスト国）を確認した。

CCFFP について、ノルウェーから、今後提出される新規作業提案の内容に基づき作業方法を決定するため、CCFFP に付されている脚注 2（working by correspondence）を削除するよう要請があった。これに対し、コーデックス事務局から、今次総会において、総会により付託された任務を完了した CCFFP を休会すべきかどうかについて多くの議論が行われた結果、休会を決定せず、作業方法（working by correspondence）も変更しないことになったとの説明がなされた。また、作業方法に関する決定は具体的な作業内容に関連しており、今次総会では今後の作業についての明確な情報がなかったため、作業方法（working by correspondence）を変更する決定はなされなかったが、今後行われる作業内容を踏まえて、次回総会で再考される可能性があるとの回答があった。

休会中だった CCCPL について、議題 5 の議論の結果、雑穀（全粒）のグループ規格策定に関する新規作業が、CCCPL を再開して working by correspondence により進められることになったことが確認された。米国から引き続きホスト国を務める意向が表明された。

議題 16. その他の作業

サプリメント（健康補助食品、栄養補助食品、機能性食品及び栄養補助食品）の規格に関する新規作業提案（インド）

インドは、総会直前に CRD02 を提出し、国際的に使用されているサプリメントに関する用語、分類、規制が様々であるため、国際的なハーモナイゼーションを目指し、サプリメントの表示や強調表示に関する提案は CCFL に、定義や原材料等の品質に関する要件は CCNFSDU に提案する意向を表明した。議論の冒頭、コーデックス事務局から、新規作業提案の検討方法について、手続きマニュアルに従い、検討可能な部会が明確にある場合には定められた経路に従って提出することが求められる、本件は CCNFSDU の TOR に含まれる内容であり、インドは CCNFSDU の新規作業に関する照会の CL の要件に従って提案を提出し、技術的な審査を受けることが可能との説明があった。インドはこれを承諾した。米国から、米国はサプリメントのトピックを歴史的にコーデックスの範囲外と考えているが、新規食品や食品包装容器へのリサイクル材の使用のような最近のトピックのアプローチと同様、加盟国はいつでも自由に既存の部会に新規作業提案を提出可能である、また、ビタミン及びミネラル補助食品に関するガイドライン（CXG 55-2005）

の規格はインドの提案の大部分をカバーしているように見受けられる旨発言があった。

(結論)

総会は、インドに対し、既存のプロセスにより CCNFSDU に、または必要に応じて他の関連する部会に新規作業提案を提出するよう要請した。

カシューカーネルの規格に関する提案 (インド)

インドは、総会直前に CRD02 を提出し、新規作業として承認されたカシューカーネルの規格の策定作業を行うため、休会中の CCPFV を **working by correspondence** で再開するよう要請した。

コーデックス事務局から、第 40 回総会 (2017 年) において、カシューカーネルの規格策定作業が承認されたが、その後、CCPFV での優先順位付けにおいて、カシューカーネルの新規作業提案は低優先とされ、さらに第 43 回総会 (2020 年) において CCPFV は休会となり、提案は保留中であるとの経緯の説明があった。また、当初の承認時点から 7 年が経過しているため、現在の貿易量、食品安全上の懸念、現行のあるいは次期のコーデックス戦略計画の目標に沿った修正提案を提出することが提案された。さらに、新規作業提案の審査と加盟国からの意見照会を行うことなく休会中の部会の再開を議論するのは時期尚早であること、第 87 回執行委員会でも議論されたように、コーデックス事務局と加盟国のリソースを考慮した検討も必要であることから、包括的で情報に基づき意思決定を確実にを行うため、段階的なアプローチをとって慎重に検討することが重要であるとの説明があった。インドからは異論は示されなかった。

(結論)

総会は、インドに対し、カシューカーネルに関する規格策定の作業提案を見直し、総会での検討のため、コーデックス事務局に再提出するよう要請した。

ラクダ乳の規格に関する新規作業提案 (UAE)

UAE は、総会直前に CRD03 を提出し、ラクダ乳の規格策定に関する新規作業を提案した。提案はケニア、チャド、マリ、ニジェール、ソマリア、中国、オマーン、チュニジア、モロッコ、カザフスタン、カタール、イラク、イラン、ヨルダン、エジプト、オブザーバーである International Union of Food Science and Technology (IUFoST) との共著によるもの。バーレーン、エジプト、リビア、マリからも支持が示された。

議長から、第 87 回執行委員会は、本件に関する議論の結果、今次総会がラクダ乳に関するさらなる作業を検討する場合、ラクダ乳に関する新規作業の必要性及び可能な範囲について加盟国及びオブザーバーに意見照会を行うことを総会に勧告している、このアプローチは、第 46 回総会に雑穀の規格に関する新規作業提案が示された際にも採用された前例があるとの説明があった。

CCMMP のホスト国であるニュージーランドは、第 87 回執行委員会の勧告を支持するとともに、この作業を包摂的に、タイムリーに、リソース効率的に行うため、UAE、国際酪農連盟（IDF）及びその他関心ある加盟国と協力して、ラクダ乳の提案と既存のコーデックス文書とのギャップ分析を行い、加盟国及びオブザーバーからの意見照会を行う前に新規作業提案をさらに精査する意向を表明した。

リビア、エジプト等が、ラクダ乳・乳製品の生産と貿易が増加している現状を反映しており、既存の手続きと慣行に従ってタイムリーに作業を開始する必要があるとして、UAE の提案を歓迎した。EWG を設置して新規作業提案を精査する意見も示されたが、コーデックス事務局から、EWG は通常、規格策定作業の進捗をサポートするために設置されるものであること、今次総会でも議論されたように現在 70 を超える EWG が設置されており、加盟国がこれらの EWG に参加することには既に課題となっていること、作業を行う部会が休会中かつまだ規格策定作業を行うか検討中という観点から、新規作業提案を開発するための EWG を設置することは通常の手続きとは異なるとの見解が示された。

執行委員会の結論、コーデックス事務局からの指針、CCMMP ホスト国であるニュージーランドの意向を踏まえ、議長から以下のアプローチが示された。UAE は、新規作業提案の提案国として、このアプローチへの支持を表明した。

- ・ コーデックス事務局及びニュージーランドは CRD に含まれる討議文書及びプロジェクトドキュメント（PD）をレビューし、UAE にフィードバックを提供する。
 - ・ 同時に、ニュージーランドは、UAE 及び IDF とともに、既存のコーデックス文書とのギャップ分析を実施する。
 - ・ 上記のプロセスで得られたインプットを踏まえ、UAE は関心国とともに討議文書及び PD を修正する。
 - ・ 修正後、CL を発行し、加盟国及びオブザーバーにコメントを求める。
 - ・ CL へのコメントを反映した討議文書及び PD がコーデックス事務局に提出される。
- 第 48 回総会で新規作業として承認を求めるため、執行委員会によるクリティカルレビューを受ける。

（結論）

総会は、ラクダ乳に関する新規作業の必要性及び可能な範囲について加盟国及びオブザーバーに意見照会を行うことができるよう、ラクダ乳の提案国である UAE と CCMMP のホスト国であるニュージーランドに対し、上記のとおりギャップ分析を実施し、新規作業提案をさらに検討するため、協力して作業を行うよう勧告した。ラクダ乳の提案は、第 89 回執行委員会でクリティカルレビューが行われ、第 48 回総会で検討される見込み。

キムチ規格（CXS 223-2001）の改訂提案（韓国）

第 87 回執行委員会において、コーデックス事務局から、韓国からキムチ規格（CXS 223-2001）の基本原材料の「Chinese cabbages」の記載に「または Kimchi cabbage」を追記した

いとの提案が提出されていることに言及し、コーデックス事務局としては編集上の修正には該当しないと考えており、部会（キムチに関しては CCPFV）が休会中の場合の手順に従って検討を進めるべきだが、CCASIA で議論する可能性も検討したいとの説明があった。CCASIA で議論を行うことに好意的な意見も示されたが懸念も示され、最終的に、第 47 回総会がキムチ規格改正案を検討することに合意した場合、手続きマニュアル第 7 章パート 2 に従って、規格の改訂の必要性和改訂案の適切性について、加盟国及びオブザーバーに意見照会を行うことを勧告した。

今次総会では、中国から、過去のキムチ規格策定の経緯とキムチの主要な生産国がアジア諸国であることを踏まえ、総会から CCASIA に本件を議論するように勧告してはどうかと提案されたが、日本は、キムチ規格は地域規格ではなく、国際規格としての議論がより適切であること、さらに、規格策定作業には全ての加盟国とオブザーバーが参加できるようにすることが重要であり、また、修正が編集上のものかどうか不明確であるため、まずは執行委員会の勧告に沿って進めるべき旨意見を述べた。シンガポールが日本の発言を支持した。

韓国から、コーデックス事務局に提案文書を提出するとのコメントがあり、執行委員会の勧告に沿った形で進めることになった。

（結論）

総会は、韓国が提案文書をコーデックス事務局に提出し、その後、コーデックス事務局が CL を発行し、加盟国に修正の必要性等に関する意見照会を行うことに合意した。

国際ワイン・ぶどう機構 (OIV) 事務局長による、OIV 設立 100 周年記念メッセージ (OIV)

OIV 事務局長は、OIV 設立 100 周年を記念し、OIV とコーデックスとの長年にわたる有益な関係、OIV 設立 100 周年記念行事等の CRD28 に含まれる情報について言及し、OIV のコーデックス活動への貢献のコミットメントを改めて確認した。

議題 17. 報告書の採択

パラグラフ毎に確認し、必要な修正を行い、採択された。

(別添)

(参考) 第 47 回コーデックス総会 (2024 年 11 月 25 日~11 月 30 日)
結果一覧 (コーデックス文書の採択、新規作業提案、作業中止等)

＜スパイス・料理用ハーブ部会 (CCSCH)＞

事項	結果
乾燥果実の規格案：カルダモン（ステップ 8）	最終採択
果実に分類されるスパイスの規格案：オールスパイス、ジュニパーベリー、スターアニス（ステップ 8）	最終採択
乾燥根・根茎・球根の規格原案：ターメリック（ステップ 5/8）	最終採択
果実に分類されるスパイスの規格原案：バニラ（ステップ 5）	予備採択
マジョラム、コリアンダー、ラージカルダモン及びシナモンの規格の策定（ステップ 1）	承認
サフランの規格の公表	表示条項の 8.3 章(原産国及び収穫国)に「策定中」と記載し公表

＜油脂部会 (CCF0)＞

事項	結果
名前の付いた植物油規格 (CXS 210-1999) の改訂案：アボカド油の追加（ステップ 8）	最終採択
名前の付いた植物油規格 (CXS 210-1999) の改訂原案（ステップ 5/8）： -ツバキ種子油の追加 -サチャインチオイルの追加 -高オレイン酸大豆油の追加	最終採択
オリーブ油及びオリーブ粕油規格 (CXS 33-1981) の改訂原案：3 章（必須構成成分及び品質項目）、8 章（分析・サンプリング法）、及び附属書の見直し	最終採択 （総会での修正あり）
魚油規格 (CXS 329-2017) の改訂原案：カラヌス油の追加（ステップ 5/8）	最終採択
バルクでの食用油脂の保管及び輸送に関する実施規範 (CXC 36-1987) の修正及び改訂	最終採択
6 つの既存の規格の卸売用食品の容器の表示条項の修正	修正の採択
トランス脂肪酸 (TFA) 摂取の削減に関する既存の油脂規格の改訂作業（ステップ 1）	承認
微生物オメガ 3 オイルの規格策定作業（ステップ 1）	承認

＜食品衛生部会（CCFH）＞

事項	結果
牛肉、生鮮葉物野菜、未殺菌乳及び未殺菌乳から製造されたチーズ、並びにスプラウト類における志賀毒素産生性大腸菌の管理のためのガイドラインの附属文書Ⅱ（生鮮葉物野菜）及び附属文書Ⅳ（スプラウト類）原案（ステップ 5/8）	最終採択
食品生産・加工における水の安全な使用及び再使用に関するガイドライン（CXG 100-2023）の附属文書Ⅲ（乳及び乳製品）原案（ステップ 5/8）	最終採択
伝統的な食品市場における食品衛生管理措置のためのガイドライン原案（ステップ 5/8）	最終採択
海産物中の病原性ビブリオ属菌の管理における食品衛生の一般原則の適用に関するガイドライン（CXG 73-2010）の改訂原案（ステップ 5）	予備採択
食品中のウイルス管理への食品衛生の一般原則の適用に関するガイドライン（CXG 79-2012）の改訂作業（ステップ 1）	承認
鶏肉中のカンピロバクター及びサルモネラ属菌の管理のためのガイドライン（CXG 78-2011）の改訂作業（ステップ 1）	承認
調理済み食品中のリステリア・モノサイトゲネスの管理における食品衛生の一般原則の適用に関するガイドライン（CXG 61-2007）改訂作業（ステップ 1）	承認

＜食品汚染物質部会（CCCF）＞

事項	結果
スパイス中の鉛の最大基準値（ML）：食品及び飼料中の汚染物質及び毒素に関するコーデックス一般規格（GSCTFF）（CXS 193-1995）への収載（ステップ 5/8）	最終採択
キノア中のカドミウム及び鉛の ML：GSCTFF への収載	最終採択
シガテラ中毒の防止又は低減のための実施規範原案（ステップ 5/8）	最終採択
魚類中のメチル水銀のサンプリングプラン原案（ステップ 5/8）	最終採択
スパイス中の鉛の ML：GSCTFF への収載（ステップ 5）	予備採択
乾燥トウガラシ及びナツメグ中の総アフラトキシンの ML、乾燥トウガラシ、パプリカ及びナツメグ中のオクラトキシンの A のサンプリングプラン原案：GSCTFF への収載（ステップ 5）	予備採択
落花生中のアフラトキシンの汚染の防止及び低減に関する実施規範（CXC 55-2004）の改訂（ステップ 1）	承認
食品中のカドミウム汚染の防止及び低減に関する実施規範の	承認

策定（ステップ 1）	
乾燥花のスパイス及び生鮮料理用ハーブ類中の鉛の ML	作業中止

＜食品添加物部会（CCFA）＞

事項	結果
食品添加物の同一性及び純度に関する仕様書原案（ステップ 5/8）	最終採択
GSFA 前文の附属書 B（食品分類 -01.4.3（Clotted cream (plain)）及び GSFA 前文の附属書 C（GSFA の作成に使用された食品分類システムとコーデックス規格食品の相互参照）の記述の改訂	最終採択
乳・乳製品部会（CCMMP）の 2 規格、加工果実・野菜部会（CCPFV）の 4 規格、近東地域調整部会（CCNE）の 2 規格、アジア地域調整部会（CCASIA）の 2 規格、ラテンアメリカ・カリブ海地域調整部会（CCLAC）の 1 規格との整合に伴う GSFA 添加物条項の改訂	最終採択
CCMMP の 2 規格、CCPFV の 1 規格、CCASIA の 1 規格、CCLAC の 1 規格の食品添加物条項の改訂	最終採択
食品添加物の一般規格（GSFA）（CXS 192-1995）の食品添加物条項案及び原案並びに既採択条項の改訂（ステップ 8 及びステップ 5/8）	最終採択
食品添加物の国際番号システム（INS）（CXG 36-1989）の改訂原案（ステップ 5/8）（カルボマーの INS を除く）	最終採択
キュウリの漬物の規格（CXS 115-1981）、ジャム、ゼリー、マーマレード規格（CXS 296-2009）の食品添加物条項の改訂	最終採択
ジェランガムの INS 番号の変更に伴う GSFA 表 1、2 及び 3 の条項修正	修正の採択
チーズの一般規格（CXS 283-1978）の修辭上の修正	修正の採択
水を含むココナッツ製品ーココナッツミルク及びココナッツクリーム規格（CXS 240-2003）の結果的修正	修正の採択
GSFA の編集上の修正 -二リン酸カリウムの削除 -表 3 の注釈の修正	修正の採択
GSFA の新規食品添加物条項の提案	承認
JECFA による評価のための食品添加物の優先リスト	承認
パン用酵母の規格策定（ステップ 1）	承認
GSFA の食品添加物条項案及び原案	作業中止
GSFA の食品添加物条項	既存のコーデッ

	クス文書の廃止
--	---------

＜分析・サンプリング法部会（CCMAS）＞

事項	結果
分析法、分析法の性能規準、サンプリングプラン：分析・サンプリング法規格（CXS 234-1999）への収載	最終採択
魚類中のメチル水銀のサンプリングプラン：GSCTFF への収載	最終採択
たんばく質含量を求めるための窒素換算係数：分析・サンプリング法規格（CXS 234-1999）への附属書の収載	CCMAS で再検討
照射食品の検出のための一般分析法（CXS 231-2001）	既存のコーデックス文書の廃止
穀類・豆類の規格に関する灰化温度の決定	CCMAS ホスト国と CCCPL ホスト国で解決策を検討

＜残留農薬部会（CCPR）＞

事項	結果
食品又は飼料中の農薬最大残留基準値（MRL）原案（ステップ 5/8）	最終採択
ペッパー類のグループ/サブグループのコーデックス MRL（CXL）の過去の決定に基づく修正：オクラの MRL	修正の採択
食品及び飼料のコーデックス分類（CXA 4-1989）の過去の決定に基づく修正：クラス D（植物由来加工食品）の追加食品（ケチャップ）	修正の採択
長期保存における農薬の標準物質及び関連する分析用標準溶液の純度と安定性のモニタリングに係るガイドライン原案（ステップ 5）	予備採択
JMPR による評価/再評価のためのコーデックススケジュールと優先リスト	承認
廃止が提案された CXL	既存のコーデックス文書の廃止
ステッププロセスから取り下げられた MRL 案/原案	作業中止

＜ラテンアメリカ・カリブ海地域調整部会（CCLAC）＞

事項	結果
ルロ（ナランジラ）の地域規格（ステップ 5/8）	CCFA において添加物条項の承認後、

	CAC で検討
--	---------

＜食品輸出入検査・認証制度部会（CCFICS）＞

事項	結果
食品偽装の防止及び管理に関するガイドライン原案（ステップ 5）	予備採択
輸入食品の却下における不服申し立てメカニズムに関するガイドライン作成（ステップ 1）	承認
衛生要件の表現の標準化に関するガイドラインの作成（ステップ 1）	承認
食品の貿易のための輸出入国間の情報交換に関する原則及びガイドライン（CXG 89-2016）の改訂作業（ステップ 1）	承認
国の食品管理システム（NFCS）におけるデジタル化の原則の作成（ステップ 1）	承認

＜栄養・特殊用途食品部会（CCNFSDU）＞

事項	結果
6～36 か月児の栄養参照量の設定に関する一般原則案：栄養表示ガイドライン（CXG 2-1985）への収載（ステップ 8）	最終採択
6～36 か月児の栄養参照量：栄養表示ガイドライン（CXG 2-1985）への収載（ステップ 5/8）	最終採択
乳児用調製乳規格（CXS 72-1981）の結果的修正	修正の採択
たんぱく質含量を求めるための窒素換算係数：分析・サンプリング法規格（CXS 234-1999）附属書への収載	CCMAS で再検討
年長乳児及び年少幼児向け食品に関する基準の策定	承認

＜魚類・水産製品部会（CCFFP）＞

事項	結果
イワシ缶詰規格（CXS 94-1981）の修正：対象の種のリスト（2.1 Product Definition）への <i>Sardinella lemuru</i> (Bali Sardinella) の追記	最終採択
イワシ缶詰規格（CXS 94-1981）の修正：対象の種のリスト（2.1 Product Definition）の生物学的名称の修正	最終採択
CCFFP の既存の 24 の全規格の卸売用食品の容器の表示条項の修正	修正の採択
イワシ缶詰規格（CXS 94-1981）の以前の総会の決定に基づく修正	修正の採択
海藻類及びその他の藻類に関する今後のコーデックス作業への大きな関心	この情報を考慮し、CCFFP の休会に関

	する決定を保留
--	---------

＜食品残留動物用医薬品部会（CCRVD）＞

事項	結果
動物用医薬品の食品中の MRL 案（ステップ 5/8）	最終採択
食品中の動物用医薬品に対する外挿 MRL 案（ステップ 5/8）	最終採択
CCRVD のリスクアナリシスの原則：附属書 C「1 つ以上の種への MRL の外挿に関するアプローチ」の修正	最終採択
CCRVD のリスクアナリシスの原則：附属書 D の追加	最終採択
動物用医薬品の食品中の MRL 案（ステップ 5）	予備採択
適正動物飼養実施規範(CXC 54-2004)の注釈 9 と注釈 12 の修正 -注釈 9 の修正 -注釈 12 の削除	修正の採択
適正動物飼養実施規範(CXC 54-2004)の注釈 5	削除せず保持
飼料への非意図的かつ不可避なキャリーオーバーに関連して、非対象動物由来の食品に動物用医薬品の残留物が検出された場合、管轄当局が講じるべき措置に関するガイドラインの策定（ステップ 1）	承認
JECFA による評価又は再評価を必要とする動物用医薬品の優先順位リスト案	承認

＜食品表示部会（CCFL）＞

事項	結果
包装食品の表示に関するコーデックス一般規格（GSLPF）（CXS 1-1985）の改訂案：アレルゲン表示に関する条項（ステップ 8）	最終採択
e-コマースを介して提供される包装食品の食品情報に関する規則についてのガイドライン案（ステップ 8）	最終採択
食品表示における食品情報の提供のためのテクノロジーの使用に関するガイドライン案（ステップ 8）	最終採択
包装食品の表示に関するコーデックス一般規格（GSLPF）（CXS 1-1985）の附属書：予防的アレルゲン表示（PAL）ガイドライン（ステップ 5）	予備採択
緊急事態における食品表示規定の適用（ステップ 1）	承認
サフラン規格の表示条項（収穫国の義務表示）	EWG(joint chair: カナダ、イラン、co-

	chair:インド、マダガスカル)を設置し、スパイスの収穫国の義務表示に関する解決策を検討後、CCFL49(2026年5月)への報告を行う。CCSCH8(2025年10月)でも検討を行う。
--	--

〈その他〉

事項	結果
食品包装へのリサイクル材料の使用に関するガイダンスの策定と調査(米国提案)	次回 CCCF(2025年6月)へ新規作業提案を提出予定。
「細胞培養食品の製造に使用される細胞培養培地成分の食品安全性評価の実施に関するガイドライン」と「細胞培養食品の製造に関する衛生実施規範」に関する新規作業提案(シンガポール提案)	ガイドラインは次回 CCFA(2025年3月)、実施規範は次回 CCFH(2025年12月)へ新規作業提案を提出予定。中国も共同で作業を行うとの情報。
フルーツジュース及びネクターに関する一般規格(CXS 247-2005)の修正(amendment)(ブラジル提案)	ブラジル提案を修正の上、最終採択
雑穀のグループ規格の新規作業提案(インド提案)	CCCPL を work by correspondence で再開し、作業を行う。
サプリメント(健康補助食品、栄養補助食品、機能性食品、栄養素製品)の規格策定(インド提案)	次回 CCNFSU(2026年秋頃)に新規作業提案を提出予定。
カシューカーネルの規格策定(インドからの再提案)	インドは提案内容をレビューした後、コーデックス事務局に提出。
ラクダ乳の規格の策定(アラブ首長国連邦提案)	UAE とニュージーランド(CCMMP ホスト国)が新規作業提案の内容を再検討した後、回付文書により意見照会。
キムチの規格(CXS 223-2001)の修正(韓国提案)	韓国から原材料名の修正等の提案が提出された後、回付文書により意見照会。

(以上)

第47回コーデックス総会について

- 日程：（本会合）2024年11月25日(月)～28日(木)
（レポート採択）2024年11月30日(土)
- 場所：ジュネーブ（スイス）（ウェブ参加者も発言可能なハイブリッド形式、議題1で承認）
- 参加国・オブザーバー：161加盟国（日本を含む）、1加盟機関（EU）
11国際政府機関（IGO）、33国際非政府機関（NGO）



（写真）コーデックス事務局撮影

第47回総会の作業文書等は下記URL（コーデックス事務局ホームページ）から入手できます（ウェブキャストで全日の議論を視聴できます）
<https://www.fao.org/fao-who-codexalimentarius/meetings/detail/en/?meeting=CAC&session=47>

0

第47回総会の議題一覧と主な結果

1	議題の採択 → 会合形式の承認も行われた
2	第86・87回執行委員会の報告 → ・執行委員会の議論・勧告を踏まえて検討する事項については、各関連議題において扱われるため、それ以外の事項が報告された ・米国から食品容器包装等におけるリサイクル材料の使用に関連する食品安全上の考慮事項に関するガイダンス策定作業をCCCCF18(2025年6月)に提案するとの情報あり
3	手続きマニュアルの修正 → 手続きマニュアル第29版の発行、CCGP34(2025年6月)での議論事項（現在の慣行に整合しない内容の見直し等）が取り上げられた
4	部会の作業（最終採択（ステップ8、ステップ5/8）、予備採択（ステップ5）、作業中止、既存の文書の廃止等） → ・CCMASにおける「たんばく質含量を求めるための窒素換算係数：分析・サンプリング法規格（CX5 234-1999）への附属書の収載」等以外は全て採択された ※資料7-2別添参照 ・CCFFPは、既存の規格の見直しや海藻に関する規格策定等の新規作業が提案される可能性があることから、CCFFPの休会延期に合意した
5	新規作業提案 → 全て承認された（ステップ1） ※雑穀（ミレット）の規格策定作業（インド提案）の承認とCCCCPLをworking by correspondenceで再開することが決定
6	コーデックス部会から総会への付託事項 → ・フルーツジュース及びネクターに関する一般規格の修正(注釈の追記):EU等が作成した改訂文案がブラジル(EWG議長)等から支持され合意 ・サフラン規格：スパイスの収穫国表示は、CLによる意見照会、EWG(CCFL49に向けての提案検討)、CCSCH8、CCFL49での検討に合意 サフラン規格は、第8.3章(原産国及び収穫国)に「策定予定」を注記して公表することに合意
7	コーデックス規格と関連文書の修正（コーデックス事務局による提案） → コーデックス規格・文書のeditorial amendmentの提案に、適正動物飼育規範の脚注5の削除を除き合意
8	コーデックスの予算及び財政に関する事項 → ・2022-23年の最終予算報告、2024-25年の予算案及び追加予算要求を確認した ・日本等の予算外の貢献に感謝が表明された
9	地域調整部会からの報告 → CCEURO33、CCLAC23の報告
10	コーデックス戦略計画2020-2025 - 実施報告 2022-2023 → 実施状況のモニタリングの結果が報告された (コーデックスのマネット(消費者の健康保護と公正な食品貿易の確保)を推進させるため、コーデックスが6年間に優先的に取り組む目標を設定したもの)

11	コーデックス戦略計画2026-2031 → ・執行委員会で合意した、ビジョン、ミッション、コアバリュー、序文、変化の推進力、コーデックスの役割、戦略目標と成果(序文、4つの戦略目標、及びそれぞれの成果)の案を採択した ・モニタリングフレームワークを含めた最終版はCAC48で承認予定	
	(参考) 戦略目標と成果 (序文、4つの戦略目標) ※戦略目標1〜4はそれぞれの成果も作成されている	
	序文	コーデックス委員会は、コーデックスの目的の範囲内で、以下の戦略目標の達成に向けて取組むことにコミットする
	戦略目標1	科学に基づく規格及び関連文書を開発することにより、変化する世界情勢において消費者の健康を保護し、公正な食品貿易を確保するという加盟国のニーズに応える
	戦略目標2	規格及び関連文書の効果的及び効率的な開発をサポートするコーデックス作業管理システムを強化する
	戦略目標3	関連する国際機関との関係を強化し、地球規模の課題に対処するための調和したアプローチを推進する
12	FAO及びWHOから提起された事項 → ・FAO及びWHOから、コーデックスの活動に関連する政策及び事項が報告され、FAO/WHO科学的助言活動の重要性を再確認した ・日本のWHOへの継続的な提出に感謝が表明された ・シンガポールから、細胞培養食品に関する2つの新規作業(細胞培養食品製造で使用する細胞培養培地成分に対する食品安全評価実施のためのガイドラインと細胞培養食品の製造に関する衛生実施規範)をそれぞれCCFAとCCFHに中国と共同で提案予定との情報あり	
	13 執行委員会のウェブ配信 → 執行委員会の現在の慣行 (ウェブ配信をしない) を変更することは合意にいたらなかった	
14	議長・副議長及び地域代表国(執行委員会メンバー)の選出及び地域調整国の任命 → ・総会議長及び3人の副議長の任期満了に伴い、新議長及び副議長が選出された ◆ 新議長: Allan Azegele氏(ケニア)・・・1名のみ立候補、無投票選出 ◆ 新副議長: Jing Tian氏(中国)、Khalid Al Zhrani氏(サウジアラビア)、Betul Vazecer氏(トルコ)・・・6名が立候補、投票により選出 ・ルールに基づき中国はアジア地域調整国を辞任し、日本がアジア地域調整国に任命された。	
	15 コーデックス部会の議長を指名する国の指定 → 部会のホスト国を確認。CCFFPは休会せず継続。CCCPLは再開	
16	その他の作業 → ・サプリメント(健康補助食品、栄養補助食品、機能性食品、栄養素製品)の規格策定: インドにCCNFSDUへの提案を要請 ・カシューカーネルの規格策定: インドに、提案内容を見直し、コーデックス事務局へ再提出するよう要請 ・ラクダ乳の規格策定: UAEとニュージーランドに、協力して提案内容を再検討するよう要請。CAC48で再検討の可能性 ・キムチ規格の改訂: 韓国がコーデックス事務局に提案を提出後、修正の必要性等についてCLによる意見照会を行う	

(参考)2025年の会議開催スケジュール (2025年3月時点の情報)

会議名	日程、場所
第23回生鮮果実・野菜部会 (CCFFV)	2025年2月24日～28日 (メキシコシティ (メキシコ))
第55回食品添加物部会 (CCFA)	2025年3月24日～28日 (ソウル (韓国))
第44回分析・サンプリング法部会 (CCMAS)	2025年5月5日～9日 (ブタペスト (ハンガリー))
第56回残留農薬部会 (CCPR)	2025年5月19日～24日 (チリ)
第34回一般原則部会 (CCGP)	2025年6月2日～6日 (リール (フランス))
第18回食品汚染物質部会 (CCCF)	2025年6月23日～27日 (バンコク (タイ))
第88回執行委員会 (CCEXEC)	2025年7月14日～18日 (ローマ (イタリア))
第8回スパイス・料理用ハーブ部会 (CCSCH)	2025年10月13日～17日 (コーチ (インド))
第89回執行委員会 (CCEXEC)	2025年11月3日～7日 (ローマ (イタリア))
第48回総会 (CAC)	2025年11月10日～14日 (ローマ (イタリア))
第55回食品衛生部会 (CCFH)	2025年12月15日～19日 (場所未定)

この他、穀物・豆類部会 (CCCPL、working by correspondence)、アジア地域調整部会 (CCASIA) が開催される予定です